

1998年（平成10年）7月制定
2001年（平成13年）9月改正
2005年（平成17年）9月改正
2011年（平成23年）4月改正
2016年（平成28年）2月改正
2021年（令和3年）6月改正
2026年（令和8年）3月一部改正



しあわせ信州
自然を守り
共に生きる

2050 ゼロカーボン達成のための 「第6次長野県職員率先実行計画」

2026年（令和8年）3月

長野県

目 次

第1章	基本的事項	
1	計画策定の趣旨	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間	3
4	数値目標の基準年度	4
5	計画の対象とする温室効果ガス	4
6	計画の対象とする範囲	4
第2章	前計画（第5次計画）の取組状況	
1	第5次計画の基本的事項	5
	(1) 計画の期間	
	(2) 計画対象範囲	
	(3) 温室効果ガス総排出量の削減目標	
2	温室効果ガス排出状況及びエネルギー使用状況	5
3	課題	6
第3章	計画における温室効果ガス等の削減目標	
1	温室効果ガス排出量の削減目標	7
	(1) エネルギー等の削減目標（基準年度比）	
	(2) 計画期間中の削減量内訳	
2	算定方法及び排出係数	8
第4章	削減目標の達成に向けた取組	
1	施設・設備の省エネルギー化等の推進（設備投資を伴う取組）	9
	(1) 県有施設のゼロエネルギー化等	
	(2) LED への転換	
	ア 照明	
	イ 信号灯器	
	(3) 環境性能の高い公用車の導入	
	(4) 太陽光発電、蓄電池の導入	
	(5) 下水処理施設における取組（流域下水道）	
	(6) 水力発電所電力の供給（県企業局）	
2	事務の効率化の推進（運用改善による取組）	10
	(1) 整理整頓、用紙類削減、適正な文書事務の推進	
	(2) 勤務・会議形態の多様化の推進	
	(3) スマート県庁の実現	
3	その他の取組（豊かな環境の保全及び創造につながる取組）	10
	(1) 環境配慮の取組の推進	
	ア 県有施設の RE100 化	

イ	SDGs、エシカル消費の推進	
ウ	環境に配慮した契約やグリーン購入等の推進	
エ	環境配慮型イベントの推進	
オ	信州プラスチックスマート運動の推進	
カ	スマートムーブの推進	
(2)	公共工事における環境配慮の推進	
ア	長野県公共事業等環境配慮制度の推進	
イ	県有施設における県産材利用の促進	
(3)	県有林によるカーボン・オフセットの推進	
(4)	ESG 投資の推進	
ア	グリーンボンドの発行	
イ	ESG に配慮した基金運用の推進	
4	従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続	・・・ 13
(1)	照明	
(2)	空調	
(3)	OA 機器	
(4)	その他の省エネの取組	
(5)	水道	
(6)	用紙類	
(7)	4 R の推進	
(8)	環境配慮活動	
第5章	計画の推進管理方法	
1	推進体制	・・・ 16
2	実施状況の点検、評価及び公表	・・・ 16
3	職員研修	・・・ 16
第6章	資料編	・・・ 17

第1章 基本的事項

1 計画策定の趣旨

県はこれまで、一事業者として自らの事務事業に伴い発生する温室効果ガスの排出量の削減に率先して取り組んできました。

1998年（平成10年）7月に、長野県環境基本計画の行動指針を県庁において実践するための具体的な指針等を定めた「環境保全のための長野県庁率先実行計画」を策定しました。

2001年（平成13年）9月には地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「地球温暖化対策推進法」という。）に基づく「長野県地球温暖化防止実行計画」を策定し、温室効果ガス削減の数値目標を設定するとともに、自らの事務事業における対策を具体的に定めた「環境保全のための率先実行計画」を県庁や合同庁舎等の県機関ごとに策定し、定期的に取り組状況を進捗管理することで、省資源・省エネルギーやごみの減量に努めました。

2005年（平成17年）9月には両計画を統合した「地球温暖化防止『長野県職員率先実行計画』（第3次改定版）」を、2011年（平成23年）4月には現在の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」を活用した省資源・省エネルギーの推進を柱とした「環境保全のための『長野県職員率先実行計画』（第4次改定版）」を、さらに2016年（平成28年）4月にはこれまでの実績を踏まえ、施設・設備の省エネルギー化の推進を柱とした「温室効果ガス削減のための『第5次長野県職員率先実行計画』」を策定し、取組を進めてきました。

これまでの取組により、県機関から排出する温室効果ガスの削減は着実に進んでいますが、2050年度（令和32年度）までにゼロカーボンを実現するという高い目標の達成に向けては、より一層の取組が必要です。

そこで、全職員が気候変動に対する危機感を共有し、常に環境配慮の視点を持って事務事業に取り組むとともに、あらゆる政策に気候変動対策の観点を取り入れ、徹底した省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの普及拡大に取り組む「第6次長野県職員率先実行計画」を策定しました。

本計画に掲げた施策が、県内市町村など県全体に波及するよう、県組織として自ら率先して行動する責務があるという自覚のもと、一つ一つ着実に実行してまいります。

2 計画の位置づけ

地球温暖化対策推進法第21条の規定により策定が義務付けられている、県が一事業者として実施する事務事業により発生する温室効果ガスの排出量を削減するための計画（地方公共団体実行計画（事務事業編））です。

3 計画の期間

計画期間は2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）までの10年間とします。

また、本計画の5年目となる2025年度（令和7年度）を見直し時期として予め定めます。なお、この間の社会情勢の変化、技術の進歩、進捗状況等を踏まえ、内容の見直しを行う場合があります。

4 数値目標の基準年度

計画における数値目標の基準年度は、2010年度（平成22年度）とします。

5 計画の対象とする温室効果ガス

地球温暖化対策推進法第2条第3項で規定された7種類の温室効果ガスがありますが、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふつ化硫黄（SF₆）及び三ふつ化窒素（NF₃）は、県の事務事業では排出実態の把握が困難であるため、本計画では対象外とします。

【対象とする温室効果ガス】

- 二酸化炭素（CO₂）…………… 燃料の燃焼や電気の供給に伴い発生
- メタン（CH₄）…………… 燃料の燃焼、廃棄物の埋立て、水田、家畜等から発生
- 一酸化二窒素（N₂O）…………… 燃料の燃焼、農業から発生
- ハイドロフルオロカーボン（HFC）… カーエアコンの使用時に発生

6 計画の対象とする範囲

県が実施する事務事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）とし、県の全機関を対象とします。

第2章 前計画（第5次計画）の取組状況

1 第5次計画の基本的事項

(1) 計画の期間

2016年度（平成28年度）から2020年度（令和2年度）まで

(2) 計画対象範囲

県が実施する事務事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）

(3) 温室効果ガス総排出量の削減目標

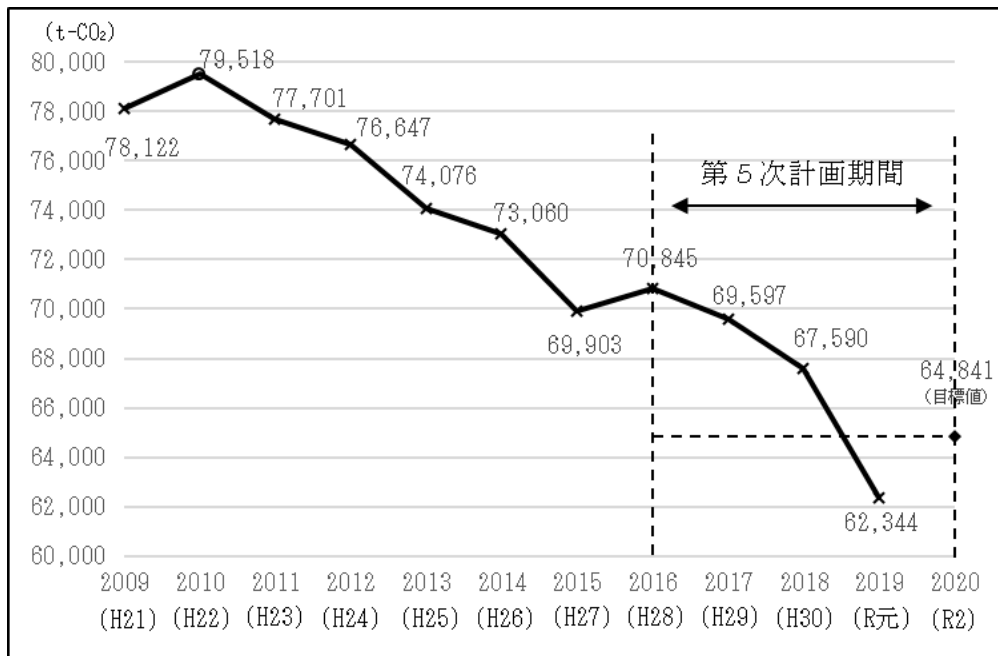
- ・ 基準年度（2009年度）総排出量：78,122 t-CO₂
- ・ 計画最終年度（2020年度）で、基準年度比17%以上の削減（13,281 t-CO₂以上の削減）
- ・ 流域下水道施設については、原単位で5%以上削減

2 温室効果ガス排出状況及びエネルギー使用状況 ※2020年度の実績値は本計画策定時点で未集計

目標年度（2020年度）の温室効果ガスの目標排出量である64,841 t-CO₂に対し、2019年度の温室効果ガス総排出量は、62,344 t-CO₂となり、1年前倒しで目標を達成しています。

また、流域下水道施設の原単位についても、2019年度は基準年度比で13%削減しています。

エネルギーの使用量の内訳をみると、電気、燃料及び公用車燃料は削減目標を上回って削減しており、目標を達成できる見込みです。



項目	H21 (基準年度)	第4次計画期間		第5次計画期間					R2 目標値
		H26	H27	H28	H29	H30	R元		
温室効果ガス排出量(t-CO2)	78,122	73,060	69,903	70,845	69,597	67,590	62,344	64,841	
エネルギー起源CO2	76,469	71,077	67,370	68,834	67,767	65,825	61,112	-	
その他	1,654	1,982	2,533	2,011	1,830	1,765	1,232	-	
実績(平成21年度比)	-	▲ 65	▲ 10.5	▲ 9.3	▲ 10.9	▲ 13.5	▲ 20.2	-	
削減目標	-	▲ 80	▲ 10	▲ 10	▲ 11.7	▲ 13.5	▲ 15.2	▲ 17.0	
(エネルギー使用量等内訳)									
電気の使用(kWh)	122,800,792	114,204,329	110,398,682	110,749,632	109,431,833	107,237,575	101,068,298	100,696,650	
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.0	▲ 10.1	▲ 9.8	▲ 10.9	▲ 12.7	▲ 17.7	-	
削減目標	-	▲ 5.6	▲ 7.0	▲ 9.2	▲ 11.4	▲ 13.6	▲ 15.8	▲ 18.0	
燃料の使用(公用車分除く)(MJ)	298,529,417	281,863,216	252,495,327	267,626,141	266,505,091	246,081,747	221,940,831	256,735,299	
実績(平成21年度比)	-	▲ 5.6	▲ 15.4	▲ 10.4	▲ 10.7	▲ 17.6	▲ 25.7	-	
削減目標	-	▲ 10.4	▲ 13	▲ 13.2	▲ 13.4	▲ 13.6	▲ 13.8	▲ 14.0	
公用車燃料(MJ)	117,287,941	108,367,219	104,200,142	107,563,348	100,781,115	105,789,293	94,848,195	95,003,232	
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.6	▲ 11.2	▲ 8.3	▲ 14.1	▲ 9.8	▲ 19.1	-	
削減目標	-	▲ 16	▲ 20	▲ 12.8	▲ 14.3	▲ 15.9	▲ 17.4	▲ 19.0	
用紙類使用量(千枚)	172,823	193,687	201,858	201,774	196,540	217,053	196,242	172,823以下	
実績(平成21年度比)	-	121	16.8	16.8	13.7	25.6	13.6	-	
削減目標	-	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	基準年度以下	
上水道使用量(m ³)	872,538	836,031	860,616	866,353	844,151	878,125	839,330	776,558	
実績(平成21年度比)	-	▲ 4.2	▲ 1.4	▲ 0.7	▲ 3.3	0.6	▲ 3.8	-	
削減目標	-	▲ 8.0	▲ 10.0	▲ 3.4	▲ 5.3	▲ 7.2	▲ 9.1	▲ 11.0	
可燃ごみ排出量(t)	1,324	1,227	1,219	1,182	1,187	1,137	1,220	1,085	
実績(平成21年度比)	-	▲ 7.3	▲ 7.9	▲ 10.7	▲ 10.3	▲ 14.1	▲ 7.8	-	
削減目標	-	▲ 24.0	▲ 30.0	▲ 9.9	▲ 11.9	▲ 14.0	▲ 16.0	▲ 18.0	

3 課題

第5次計画期間において、信号灯器のLED化や公用車の燃料削減（ハイブリッド化）、県有施設の省エネ改修（ESCO等）のほか、職員の日々の省エネの取組の結果、温室効果ガスの排出量は削減目標を1年前倒しで達成しています。

一方で、用紙類や上水道、可燃ごみの排出量については、削減目標を達成できない見込みです。

2050年度までにゼロカーボンを実現するため、今後も温室効果ガス排出削減の取組を着実にやっていくことに加え、より踏み込んだ施策を実施していく必要があります。

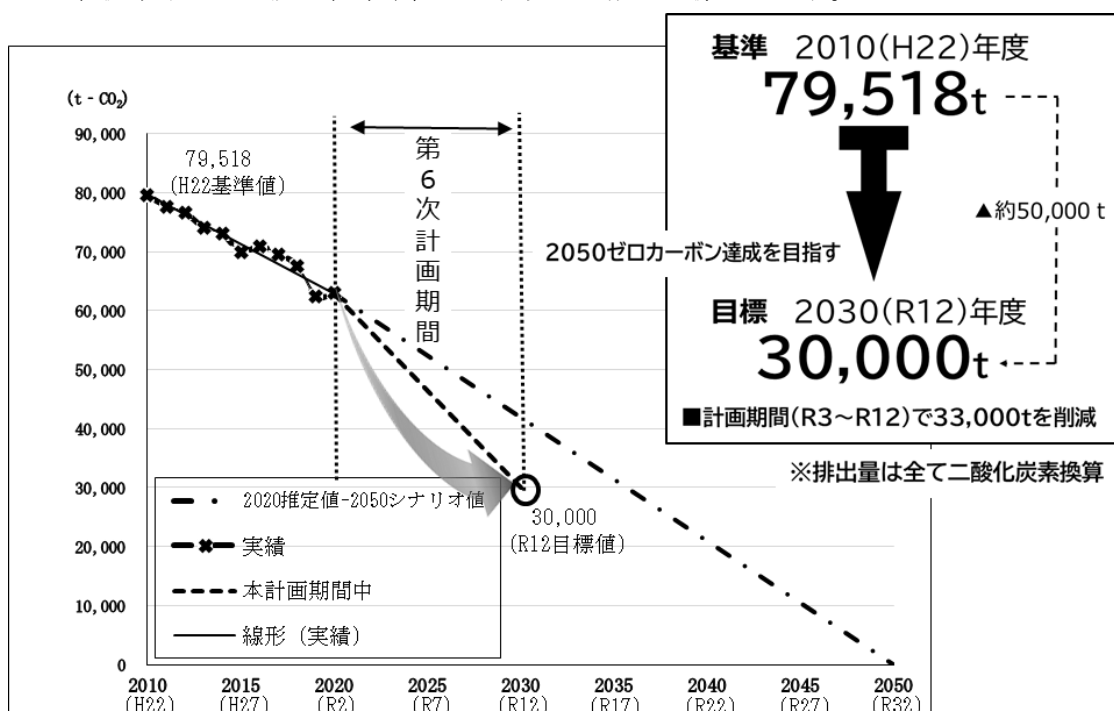
第3章 計画における温室効果ガス等の削減目標

1 温室効果ガス排出量の削減目標

率先実行計画の温室効果ガス削減に係る数値目標は、2050年度までにゼロカーボンを実現するため、バックキャスト（はじめに未来の姿を設定した上で、それを実現するための施策を考える）という概念に基づいて設定しています。

具体的には、基準年度の2010年度（平成22年度）総排出量（79,518 t-CO₂）に対し、計画最終年度の2030年度（令和12年度）において、60%以上（49,518 t-CO₂）の削減により、総排出量30,000 t-CO₂を目指して取り組みます（計画期間で33,000 t-CO₂以上の削減）。

なお、流域下水道施設は、原単位で5%以上削減を目標とします。



(1) エネルギー等の削減目標（基準年度比）

- 電気の使用 65%以上の削減（32,000 t-CO₂以上の削減）
- 燃料の使用 70%以上の削減（14,500 t-CO₂以上の削減）
- 公用車燃料 40%以上の削減（3,400 t-CO₂以上の削減）
- その他 40%以上の削減（470 t-CO₂以上の削減）
- 水道の使用 10%以上の削減
- 用紙の使用 10%以上の削減
- 可燃ごみの排出 20%以上の削減

(2) 計画期間中の削減量内訳

テーマ	項目※1	削減量※2 (t-CO ₂)
・施設・設備の省エネルギー化の推進	建築物の省エネ改修	2,300
	県有施設の『RE100』化	15,500
	LEDへの転換	14,000
	EV、FCVの導入	500
	太陽光発電の導入	500
・事務の効率化の推進 ・その他の取組 ・従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続	職員の基本的な行動等	200
合計		33,000

※1 内容は「第4章 削減目標の達成に向けた取組」に記載

※2 削減量の考え方は「第6章 資料編」に記載

2 算定方法及び排出係数

率先実行計画の温室効果ガスの目標値は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン ver. 1.0」及び中部電力の排出係数（2010年度）に基づき算定しています。（排出係数は排出抑制の取組の効果をよりの確に評価するため固定。）

また、温室効果ガスの進捗管理は、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」を活用して把握しますが、より実態に即した値を算出するため、電気の排出係数は実際に契約した電力会社の排出係数を使用します。

目標設定に用いる各排出係数

区分	排出係数	区分	排出係数
電気	0.473 t-CO ₂ /千 kWh	LNG	2.70 t-CO ₂ /t
A重油	2.71 t-CO ₂ /kl	ガソリン	2.32 t-CO ₂ /kl
灯油	2.49 t-CO ₂ /kl	軽油	2.58 t-CO ₂ /kl
都市ガス	2.23 t-CO ₂ /千 Nm ³	ジェット	2.46 t-CO ₂ /kl
LPG	3.00 t-CO ₂ /t		

第4章 削減目標の達成に向けた取組

これまでの実績を踏まえ、一定の成果が得られた取組について効果的なものは継続して実施していくとともに、現状や課題等を踏まえつつ、2050年度までにゼロカーボンを実現することを目指し、新たな取組を推進します。

1 施設・設備の省エネルギー化等の推進（設備投資を伴う取組）

ZEB・ZEHの整備やEV（FCV）の導入など、従来の延長線上にない取組や再生可能エネルギーの積極的な導入を柱とします。

第6次計画期間（R3～R12）の主な取組について、以下に示します。

(1) 県有施設のゼロエネルギー化等

新築・改築する施設は原則 ZEB・ZEH^{*}とし、改修する施設はできる限り消費エネルギーを削減することとします。

中長期修繕・改修計画に基づく修繕をはじめ、あらゆる施設・設備の修繕・更新時にあわせて省エネルギー化を検討します。

※断熱性能の向上、高効率設備の導入等による省エネルギー化を重点的に実施することにより、次のレベル以上を目指すこととし、再生可能エネルギーの導入は、地域特性や建物の用途等により検討。

- ・建築物（非住宅）：基準一次エネルギー消費量から50%以上の一次エネルギー消費量の削減（再生可能エネルギーを除く）【ZEB Ready】
- ・住宅：強化外皮基準への適合及び基準一次エネルギー消費量から20%以上の一次エネルギー消費量の削減（再生可能エネルギーを除く）【ZEH Oriented、ZEH-M Oriented】

(2) LED への転換

ア 照明

水銀に関する水俣条約や関連法の整備を踏まえ、県有施設の照明を順次 LED に転換していきます。

イ 信号灯器

省エネ寄与度に加え、疑似点灯減少等の効果も期待できることから、信号灯器を計画的に LED に転換していきます。

(3) 環境性能の高い公用車の導入

公用車の更新時に原則として全て EV・FCV へ転換し、特殊車両等を除き100%電動化を目指します。

(4) 太陽光発電、蓄電池の導入

県有施設の太陽光・蓄電池活用可能性調査の結果を受けて、設置可能な施設のうち6割を目標に太陽光発電設備の設置を推進します。また、県有施設の新築・改築時には、原則として太陽光発電設備を設置します。

(5) 下水処理施設における取組（流域下水道）

下水処理に伴うエネルギー消費と温室効果ガス排出が大きい現状を踏まえ、その削減に向けた取組を進めるために策定した「長野県流域下水道”ZERO”エネルギープラン」に基づき、適切な運転管理や設備更新等を進めていきます。

(6) 水力発電所電力の供給（県企業局）

新規発電所の建設を進めるとともに、新規電源地点発掘プロジェクトなどを活用し、新規電源開発を推進します。また、老朽化した発電所の大規模改修等を進め、再生可能エネルギーの供給拡大を推進します。

2 事務の効率化の推進（運用改善による取組）

時間・場所にとらわれない、多様で柔軟な働き方を推進することで、超過勤務の縮減やペーパーレス等を推進し、使用するエネルギーを削減します。また、環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」等の研修を活用し、環境に配慮した運用を徹底します。

(1) 整理整頓、用紙類削減、適正な文書事務の推進

- ・執務室内の書類やパソコン内ファイルの整理の徹底
- ・身の回りを整理し、快適なオフィス環境の維持
- ・打合せ、資料の簡素化
- ・長野県公文書等の管理に関する条例に基づく公文書管理の徹底、電子情報システム利用推進

(2) 勤務・会議形態の多様化の推進

- ・モバイルパソコンや公用個人携帯等の機器の利用環境の充実・拡大
- ・会議や打合せは、ペーパーレス会議を基本とし、オンライン会議を活用
- ・サテライトオフィス勤務、在宅勤務の推進
- ・通年の軽装勤務の推進

(3) スマート県庁の実現

- ・行政手続のオンライン化の推進
- ・業務改革、デジタルツール活用の推進
- ・電子決裁、電子申請等の推進

3 その他の取組（豊かな環境の保全及び創造につながる取組）

公共工事における環境配慮を推進するほか、環境配慮型の基金運用、意識啓発を徹底します。

(1) 環境配慮の取組の推進

ア 県有施設の RE100 化

県有施設の徹底した省エネルギー化を推進しながら、再生可能エネルギーの導入や再エネ100%電力へのスイッチングを検討し、県有施設での「RE100」化に取り組みます。将来的に全ての県有施設において「RE100化」の達成を目指します。

【再エネ 100%電力とは】

太陽光、水力、バイオマス（生物資源）などの再生可能エネルギーのみから発電された電力のこと

イ SDGs、エシカル消費の推進

県が発注する事業については、SDGs の取組を推進し、環境に配慮している企業を優先します。

また、物品等の購入に当たっては、長野県版エシカル消費を意識し、環境配慮型製品等を率先して購入します。さらに、職員向けの啓発や意識付けによって、積極的な取組を促して

いきます。

ウ 環境に配慮した契約やグリーン購入等の推進

調達先事業者等が、県とともに気候変動対策に取り組むことを促進するため、「長野県の契約に関する条例」及び「長野県の契約に関する取組方針」の規定に基づき、契約における環境配慮に関する取組を推進します。また、既存制度等に環境配慮項目を追加することも進めていきます。

○物品調達・契約等

- ・再生素材やエコマーク製品等の環境配慮型製品を率先購入
- ・報告書、ポスター、パンフレット等の印刷物の作成について、長野県グリーン購入推進方針の印刷用紙に係る基準を満たす用紙の使用
- ・「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に基づき、県産の木材を活用した製品の率先使用
- ・「信州リサイクル製品率先利用方針」に基づき、「信州リサイクル製品認定制度」で認定された製品の率先購入、利用の拡大について検討
- ・消費電力の少ない機器や電化製品の購入
- ・物品等の購入に当たっては、真に必要なものか十分に検討し、必要最小限の調達

○既存制度等への環境配慮項目追加等

- ・調達案件の参加資格に環境配慮に関する項目を追加
- ・入札参加資格で評価する環境配慮に関する項目について、随時検証し、見直し
- ・総合評価落札方式を活用して調達する際の施策の評価項目に環境配慮に関する項目を追加
- ・県入札参加資格に係る新客観点数や信州企業評価の項目に長野県 SDGs 推進企業登録制度を追加

エ 環境配慮型イベントの推進

県が主催するイベントや会議等は、「長野県エコイベント実施方針」及び「長野県エコイベント実施要綱」に基づき開催し、周辺の自然環境への配慮や、省資源・省エネルギー、廃棄物の排出抑制に努めます。なお、取組の参考となる優良な事例を周知します。

オ 信州プラスチックスマート運動の推進

信州プラスチックスマート運動を一層推進するため、マイバック、マイボトル持参の推進や分別回収の徹底に加え、県関係機関に給水機の設置を検討します。

【信州プラスチックスマート運動とは】

長野県では、近年世界的な問題となっている海洋プラスチックごみ問題に対し、河川を多く有する上流県の責務として、県民・事業者・行政がそれぞれの立場でプラスチックごみの削減に取り組む運動を令和元年度から開始した。

【具体的な取組】

- ・ 県民に対し以下の「3つの意識した行動」を呼び掛け
 - ①意識して「選択」
何気なく受け取っているストローやレジ袋は不要なときは断る。
 - ②少しずつ「転換」
できるだけマイバッグやマイボトル、詰替え製品を使うよう心掛ける。
 - ③分別して「回収」
役目を終えたプラスチック製品は、自治体のルールに従い分けて回収。
- ・ 信州プラスチックスマート運動協力事業者登録制度
自らプラスチックごみの削減に取り組む事業者を登録し、登録証の交付、周知を実施

カ スマートムーブの推進

通勤や出張時のエコドライブ（ふんわりアクセルやアイドリングストップ、不要な荷物の積載を控える等）の徹底や公共交通機関の利用、近距離出張時の公用自転車利用を推進します。また公用車の利用に当たり、特に遠方への出張は公共交通機関、EV・ハイブリッド車を優先して利用します。

(2) 公共工事における環境配慮の推進

ア 長野県公共事業等環境配慮制度の推進

「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」に基づき、公共事業等の環境配慮を推進します。

イ 県有施設における県産材利用の促進

県産材利用は、森林整備を促進することにもつながるため、「長野県内の建築物等における県産材利用方針」に基づき、県が行う公共建築物等の整備に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合等を除き、県産材を使用することとし、県産材を一定量使用した県有施設について、建築物や木製品が固定したCO₂固定量認証の取得を促進します。また、公共建築物へ暖房機器等を設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、使用する燃料は県産材由来のものとなります。

【具体的な取組】

- ・ 県有施設のうち、県民の利用に供される施設は木造化を推進、また、木造化できない場合であっても木質化を推進
- ・ 法令の基準により耐火建築物等とすることが求められていない建築物は原則として木造化
- ・ 木造と非木造の混構造とすることが合理的な場合もあることから、その採用も積極的に採用しつつ木造化を推進
- ・ 施設の基本計画（構想）前に原則として、施設の木造化・木質化を進める方向性について検討を行った上で施設の整備を推進

(3) 県有林によるカーボン・オフセットの推進

県有林の森林整備（間伐）により増大した CO₂ 吸収量をクレジット化し、この販売を通じてカーボン・オフセットや森林整備への理解の普及を図ります。

(4) ESG 投資の推進

ア グリーンボンドの発行

グリーンボンド（資金の使途を環境改善効果のある事業に限定した債券）を継続して発行することで、必要な資金を確保するとともに ESG*投資に対する機運醸成を図ります。

※環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance）のこと

イ ESG に配慮した基金運用の推進

県が積み立てている基金の一部で、ESG に配慮している債券による運用を行います。

4 従来の省エネルギー・省資源等の取組の継続

従来の省エネルギー・省資源等の取組は、今後も継続して実施していきます。

また、基本的な省エネルギー・省資源等の具体的な行動は、庁内放送等も利用し、以下のとおり取り組みます。

(1) 照明

- ア 勤務時間前及び昼食休憩時の不要箇所の消灯
- イ 廊下、トイレ、給湯室等の不要時・不要場所の消灯
- ウ 十分な外光がある際の窓際消灯（事務室で 500 ルクスを目安）
- エ 廊下、コピー室、エレベータホール等の間引きの実施（視覚障がいのある職員や来庁者等への配慮を優先）
- オ 自動販売機内の照明の消灯
- カ 照明スイッチの見える化（スイッチごとの照明箇所を明示）
- キ 人感センサーの設置



(2) 空調

- ア 気象状況や職場環境に応じた適切な室温管理
- イ 夏季のブラインド等での日射の遮断、冬季の自然光の取り入れ
- ウ 空調の吹き出し口の確保（気流を妨げるようなロッカー等の配置はしない）
- エ 空調稼働時の事務室の閉扉（庁内放送）
- オ 空調設備等の効率的な運転管理（省エネチューニング、配管断熱、燃料管理等）
- カ サーバ室等では機器の性能確保ができる範囲内での温度設定の見直し



(7) 4Rの推進

- ア 「信州エコスタイルごみ減量推進事業」の推進
- イ リサイクルボックス等を設置、資源ごみの分別収集の徹底
- ウ 使い捨て容器等の購入・利用を控え、マイバッグの持参
- エ マイカップ、マイボトル、マイ箸の持参の一層の推進
- オ 物品の使用に当たっては適切な管理や使用方法に従い、詰替可能な製品や必要に応じて消耗品の交換や修理による長期的な利用の推進
- カ シュレッダーの使用は必要最小限とし、機密文書の溶解処理を推進
- キ 生ごみや除草した草、剪定枝等の堆肥化の検討
- ク コンポストの活用
- ケ 食べ残しを削減
- コ 県庁生協、食堂等での廃棄前割引販売の実施

(8) 環境配慮活動

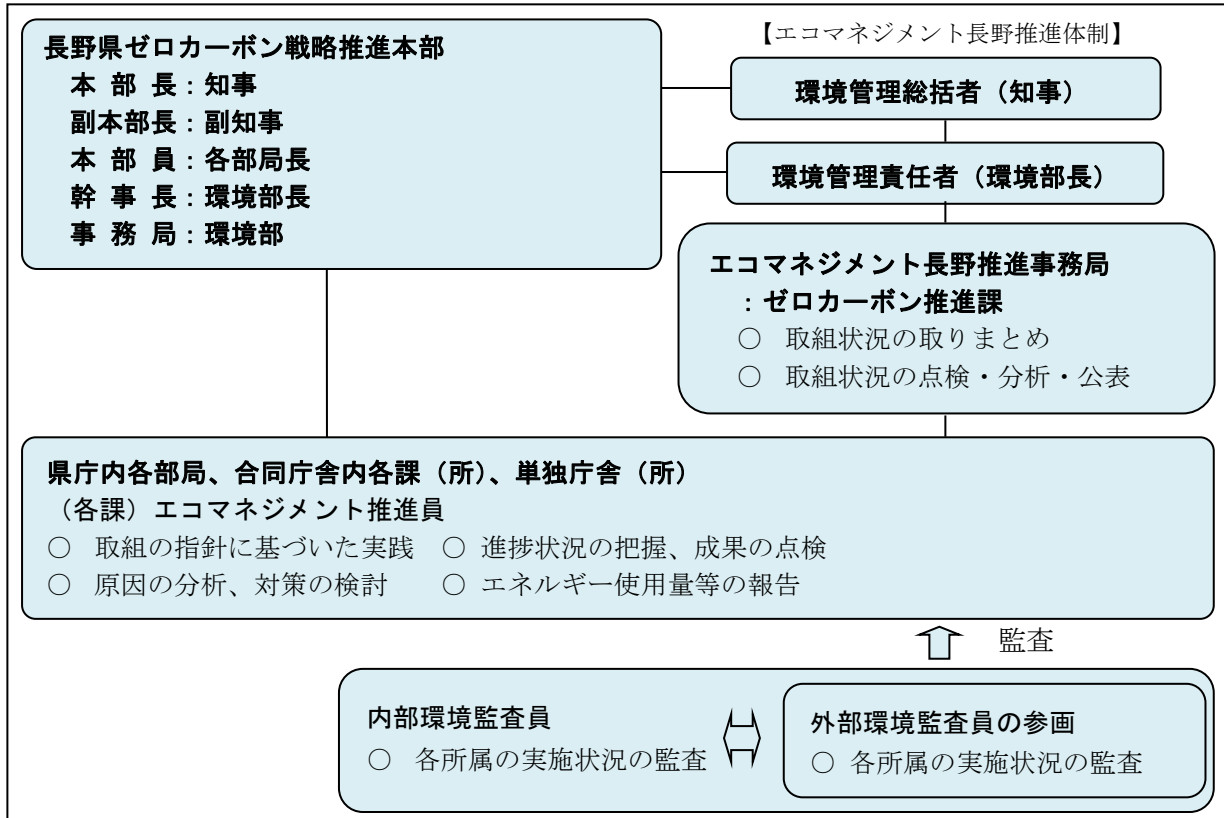
- ア ノーマイカー通勤の推進（毎月第二、第四水曜日の県職員ノーマイカーデーや、信州スマートムーブ通勤ウィークには、マイカー通勤を自粛）
- イ 敷地内や周辺道路等の清掃
- ウ 庁舎敷地内の緑地の確保
- エ 「緑のカーテン」の設置
- オ 環境に関する研修、シンポジウム、講演会等への職員の参加
- カ 希望する職員が環境美化活動に積極的に参加できるよう、ボランティア活動等への参加がしやすい職場づくり



第5章 計画の推進管理方法

1 推進体制

本計画の推進体制は、長野県ゼロカーボン戦略推進本部の組織で部局横断的に展開し、進捗管理は、本県独自の環境マネジメントシステム「エコマネジメント長野」の体制を活用します。



2 実施状況の点検、評価及び公表

毎年度、事務及び事業の実施に伴う温室効果ガス排出量並びにエネルギー使用量の算定並びに削減目標の達成に向けた対策の進捗管理を行い、「エコマネジメント長野」の運用により、点検、評価を実施し、継続的な改善に取り組みます。

また、削減目標に対する進捗状況については、エコマネジメント長野環境活動レポート、長野県環境白書及び県ホームページにより毎年公表します。

削減の進捗状況が芳しくない施設においては、その原因を分析するほか、省エネ診断を実施すること等により改善を目指します。

3 職員研修

計画の推進に向けて、「エコマネジメント長野」等の研修を活用し、職員を対象に研修を実施します。

参考資料

- I 本計画の基本的事項について
- II 長野県グリーン購入推進方針
- III 長野県公共事業等環境配慮推進要綱
- IV 長野県内の建築物等における県産材利用方針
- V 長野県エコイベント実施方針
- VI 長野県エコイベント実施要綱

本計画の基本的事項について

1 計画期間

2021年度（令和3年度）から2030年度（令和12年度）まで

2 計画対象範囲

県が実施する事務及び事業全般（県の職員が直接実施又は管理するもの）

3 温室効果ガス総排出量の削減目標設定の考え方

計画最終年度（2030年度）において、基準年度（2010年度）比で49,518 t-CO₂（60%）以上の削減

（項目内訳）

項目	削減目標	考え方
電気の使用	▲65%以上 （▲32,000 t-CO ₂ 以上）	節電の取組や省エネ性能の高い電気機器の導入に加え、再生可能エネルギーを積極的に導入
燃料の使用	▲70%以上 （▲14,500 t-CO ₂ 以上）	断熱性能の向上による空調負荷の低減やボイラー等の燃焼機器を可能な限り電気機器に切替え
公用車燃料	▲40%以上 （▲3,400 t-CO ₂ 以上）	特殊車両等を除き、公用車を全て電動化
その他※	▲40%以上 （▲470 t-CO ₂ 以上）	廃棄物の減量等

※メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンが要因のもの

4 計画期間中の削減量内訳の考え方

項目	削減量（t-CO ₂ ）	考え方
建築物の省エネ改修	2,300	過去の実績等から試算
県有施設の『RE100』化	15,500	電気使用量の実績から試算
LEDへの転換	14,000	庁舎等照明と信号灯器をLED化
EV、FCVの導入	500	ガソリン車200台をEV・FCVに切替え
太陽光発電の導入	500	20kWの太陽光を50か所設置
その他（職員の基本的な行動等）	200	運用改善による削減
計	33,000	

令和7年度長野県グリーン購入推進方針

1 趣旨

地球温暖化や廃棄物といった今日の環境問題を解決するためには、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に象徴されるライフスタイルを見直し、環境負荷の少ない持続可能な社会に変えるよう取り組む必要があります。その取組の一つとして、物品や役務（以下「物品等」という。）を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品等を優先的に調達する「グリーン購入」があります。

本方針において、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）」第10条第1項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めます。

また、「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）」の規定に基づき国が推進している温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（環境配慮契約）のうち「電力供給の契約」についても、本方針において必要な事項を定めます。

2 グリーン購入推進に当たっての基本的な考え方

グリーン購入を推進する前提として、以下の点について留意します。

- (1) 事前に物品等の必要性和適正量を十分検討し、調達総量をできるだけ抑制します。
- (2) 物品等の価格や品質だけでなく、資源採取から廃棄に至るまでの物品のライフサイクル全体への環境負荷に配慮し、かつ、長期使用や分別廃棄の可否等についても考慮します。
- (3) 物品等の長期・適正使用及び廃棄時の分別を行い、環境負荷を低減します。
- (4) 温室効果ガスであるCO₂排出削減のため、輸送エネルギーのかからない地元産のものを積極的に導入します。
- (5) 環境に配慮した事業活動を行っている事業者から優先して調達します。

3 調達を推進する環境物品等の品目及び判断基準

国が策定した「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）及び長野県認定制度等[※]に基づき、調達を推進する環境物品等の品目、調達目標及びその判断基準を別紙1-1、2（国準拠品目）及び別紙2-1、2（県独自品目）のとおりとします。

4 対象となる組織

県の機関全てを対象とします。

5 推進体制

本庁舎及び現地機関ともに、所属長を責任者、各所属のエコマネジメント長野推進員を推進担当者としてします。

※ 長野県グリーン購入推進方針対象品目に含まれる長野県認定制度等

- ・「信州リサイクル製品認定制度」（環境部資源循環推進課）
- ・「信州の環境にやさしい農産物認証制度」（農政部農業技術課）
- ・「長野県原産地呼称管理制度」（産業労働部産業技術課（シードル・焼酎）・農政部農業技術課（米））
- ・「GI長野」（産業労働部産業技術課（ワイン・日本酒））
- ・「信州木材認証制度」（林務部県産材利用推進室）
- ・「信州プレミアム牛肉認定制度」（農政部農産物マーケティング室）
- ・「信州伝統野菜認定制度」（農政部園芸畜産課）
- ・「エコファーマー認定制度」（農政部農業技術課）
- ・県有施設で使用する電気の「省CO₂化」

長野県公共事業等環境配慮推進要綱

	平成 23 年 1 月 18 日 22 自保第 255 号
一部改正	平成 23 年 4 月 1 日 23 環政第 2 号
一部改正	平成 24 年 4 月 17 日 24 環政第 26 号
一部改正	平成 25 年 4 月 1 日 25 環政第 5 号
一部改正	平成 26 年 5 月 1 日 26 環政第 33 号
一部改正	平成 29 年 3 月 22 日 28 環政第 290 号
一部改正	令和 2 年 5 月 1 日 2 環政第 32 号
一部改正	令和 3 年 3 月 12 日 2 環政第 292 号
一部改正	令和 7 年 5 月 1 日 7 環政第 17 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長野県が実施する公共事業等の計画及び実施に当たって環境配慮を推進するために必要な手続等を定めることにより、当該事業の実施が及ぼす環境への影響をできる限り回避し、又は低減することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象事業 県が実施主体となる公共事業等のうち別表第 1 の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する事業及びそれ以外の事業で公共事業等を実施する部局等の長がこの要綱の対象としようとするものをいう。
- (2) 環境配慮 環境に与える影響を回避し、又は低減するための措置及び良好な環境を保全し、又は創造するための措置をいう。

(環境配慮庁内連絡会議)

第 3 条 次に掲げる専門的事項を処理するため、環境配慮庁内連絡会議（以下「庁内連絡会議」という。）を設置する。

- (1) 公共事業環境配慮書（案）（様式 1）（以下「配慮書（案）」という。）の作成に係る環境情報の提供、環境配慮の内容に関する助言その他の技術的支援に関すること
 - (2) 公共事業環境配慮書（様式 2）（以下「配慮書」という。）の審議に関すること
 - (3) 公共事業環境配慮実施報告書（様式 3）（以下「実施報告書」という。）の評価に関すること
 - (4) 環境配慮制度の検討に関すること
- 2 庁内連絡会議は、別表第 2 に掲げる者により構成する。
 - 3 庁内連絡会議に会長を置き、環境政策課長をもってあてる。
 - 4 庁内連絡会議の庶務は、環境政策課が行う。

(配慮書（案）の作成)

第 4 条 対象事業を実施しようとする部局等の長（以下「事業部局の長」という。）は、対象事業を実施しようとする地域及びその周辺の環境の状況について、別表第 4 に掲げる共通環境配慮指針及び別表第 5 に掲げる地域別環境配慮指針に基づき、当該事業に係

る環境配慮の内容を検討した上、次に掲げる事項を記載した配慮書（案）を作成し、当該事業の実施箇所を明らかにした位置図を添付し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 留意すべき地域の概況
- (3) 想定される影響又は環境配慮の方針

2 事業部局の長は、配慮書（案）の作成に当たり庁内連絡会議及び別表第3に掲げる機関に技術的支援を求めることができる。

（配慮書（案）の公表及び意見書の提出）

第5条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

2 配慮書（案）について環境の保全の見地からの意見を有する者は、前項の公表の日から30日を経過する日までの間に、環境部長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができる。

3 前項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である事業の名称
- (3) 配慮書（案）についての環境の保全の見地からの意見

4 環境部長は、第2項の意見書の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する関係機関の長の意見）

第6条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、関係機関の長及び対象事業実施箇所の所在する市町村長に環境の保全の見地からの意見を聴く。

2 関係機関の長及び市町村長は、前項の規定により環境部長から意見照会があったときは、30日以内に環境の保全の見地からの意見を環境部長に提出することができる。

3 環境部長は、前項の意見の提出があったときは、その写しを事業部局の長に送付する。

（配慮書（案）に対する環境部長の意見）

第7条 環境部長は、第4条第1項の規定により配慮書（案）の提出があったときは、前条第2項の意見を勘案するとともに、第5条第2項の意見に配慮して、60日以内に事業部局の長に対し、環境の保全の見地からの意見を述べる。

2 環境部長は、前項の場合において必要があると認めるときは、専門家の意見を聴くことができる。

(環境の保全の見地からの意見の反映等)

第8条 事業部局の長は、前条第1項の環境の保全の見地からの意見を勘案して必要があると認めるときは、計画への反映等を行った上で環境配慮の方針を決定し、次に掲げる事項を記載した配慮書を作成し、環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針
- (3) 環境部長の意見内容及び事業部局の見解

2 事業部局の長は、前項の配慮書を作成する場合において必要があると認めるときは、住民に対する説明を行う。

(配慮書の公表)

第9条 環境部長は、前条第1項の規定により配慮書の提出があったときは、必要に応じて当該配慮書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

- 2 環境部長は、必要があると認めるときは、事業部局の長に対して配慮書の内容を修正するよう求めることができる。
- 3 事業部局の長は、前項の規定による環境部長の求めがあったときは、配慮書の内容を修正するものとする。
- 4 環境部長は、前3項の手続を経た配慮書を県ホームページで公表する。
- 5 事業部局の長は、配慮書のとおり環境保全に適正な配慮をして対象事業を実施する。

(対象事業の実施の制限)

第10条 事業部局の長は、配慮書が公表されるまでは対象事業の工事に着手しない。

(対象事業の廃止手続)

第11条 事業部局の長は、配慮書(案)の公表後に対象事業を実施しないこととしたときは、環境部長にその旨を通知する。

2 環境部長は、前項の通知があったときは、県ホームページにその旨を公表する。

(実施段階の手続)

第12条 事業部局の長は、対象事業に係る工事の完了後速やかに、次に掲げる事項を記載した実施報告書を作成し、環境部長に提出する。

この場合において、事業年度が複数年にわたる場合は、年度ごとに様式3により公共事業環境配慮実施状況報告書を環境部長に提出する。

- (1) 事業名称、事業概要及び関係法令等の規制
- (2) 環境配慮の方針及び環境配慮の実施内容(環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
- (3) 達成状況の評価

2 環境部長は、前項の規定により実施報告書の提出があったときは、必要に応じて当該実施報告書の内容について庁内連絡会議の意見を聴くことができる。

3 環境部長は、第1項の規定により実施報告書の提出があったときは、県ホームページでこれを公表する。

(手続の再実施)

第13条 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した後に対象事業の内容を変更しようとする場合（事業の実施により想定される環境への影響又は環境配慮の方針に著しい変化が生じない軽微な変更する場合を除く。）は、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

2 事業部局の長は、第9条の規定により配慮書を公表した日から5年を経過した日以後に対象事業に係る工事に着手しようとする場合又は対象事業に係る工事を5年以上中断した後再開しようとする場合で必要と認めるときは、環境部長と協議のうえ、改めて第4条から第8条までに掲げる手続を行う。

(他の法令に基づく手続との調整)

第14条 法令等に別段の定めがあるときその他この要綱の規定に基づく手続による場合と同等以上の環境配慮が確保されると認められるときは、環境部長と事業部局の長が協議の上、この要綱に定める手続の全部又は一部を省略することができる。

(適用除外)

第15条 この要綱の規定は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）又は長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）に基づき環境影響評価を実施する事業については適用しない。

2 この要綱の規定は、災害の復旧若しくは防止のため又はその他特別な事情により緊急に実施することを必要とする事業については適用しない。

(対象事業以外の事業の環境配慮)

第16条 対象事業以外の公共事業等を実施する部局等の長は、共通環境配慮指針及び地域別環境配慮指針の趣旨に沿って環境配慮に努めなければならない。

(県以外の者が事業の実施主体となる場合の環境配慮)

第17条 県が管理する道路等の施設において、県以外の者が実施主体として行う道路自営工事等の事業が別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとに同表の右欄に掲げる対象規模に該当する場合は、当該施設を管理する機関の長は、この要綱に定める手続を行うよう、当該事業を実施しようとする者に要請するものとする。

2 前項の場合において配慮書が公表されたときは、環境部長は、当該施設を管理する機関の長に配慮書の写しを送付し、当該事業において当該事業を実施する者により配慮書に基づく適正な環境配慮がなされるよう、要請するものとする。

(補則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、公共事業等の環境配慮の推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年3月11日から施行する。

(経過処置)

2 この要綱の施行の日において、現に着手している対象事業については、この要綱の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月17日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月12日から施行する。

この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

(別表第1)(第2条)

事業の種類	対象規模
道路(国道、県道、農道、林道)の新設・改築及び街路の整備	延長1km以上
河川の整備及び改修	放水路(分水路)、捷水路(ショートカット)などの新設の延長1km以上
ダム建設 (砂防、治山を除く)	すべて ※ ダムの機能維持を図る堰堤改良工事等を除く
砂防堰堤の建設	施工区域面積 1ha以上 ※ 施工区域面積: 本体工事区域+堆砂敷の面積
治山堰堤の建設	
山腹工事	施工区域面積1ha以上 ※ 施工区域面積: 構造物、緑化工を含む本体工事面積
地すべり防止工事	
急傾斜地崩壊防止工事	
公園の整備	土地の形質変更面積1ha以上
下水道終末処理場の建設	すべて
農用地の開発	開発面積1ha以上
ほ場の整備	区画整理面積20ha以上
かんがい排水施設の新設及び更新	延長1km以上
ため池の新設及び廃止	すべて
ため池の改修	堤高10m以上
水力発電所の建設	出力1000kW以上
浄水場・配水池の建設	事業区域面積1ha以上
建築物の新築又は増築	延べ面積5000㎡以上
土地の造成	事業区域面積2ha以上

(別表第2)(第3条)

所 属	職 等
県民文化部 文化振興課	所属長の指定する職員
環境部 環境政策課	
環境部 ゼロカーボン推進課	
環境部 水大気環境課	
環境部 自然保護課	
環境部 資源循環推進課	
農政部 農地整備課	
林務部 森林政策課	
建設部 建設政策課 技術管理室	
建設部 建築住宅課	
企業局	
環境保全研究所	
諏訪湖環境研究センター	

(別表第3)(第4条)

担当業務	課所
総括	環境政策課
大気環境	水大気環境課 環境保全研究所
水環境	水大気環境課 河川課 諏訪湖環境研究センター
地形・地質	環境保全研究所
野生動植物	自然保護課 森林づくり推進課 園芸畜産課 環境保全研究所
景観	都市・まちづくり課
自然とのふれあい	環境保全研究所 河川課
文化財等	文化振興課
廃棄物・建設残土	資源循環推進課 技術管理室
省資源・省エネルギー・ 温室効果ガス	ゼロカーボン推進課 環境保全研究所
光害	水大気環境課

共通環境配慮指針

環境要素	配慮事項
大気環境	<p>地域の大気環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、大気汚染や、騒音、振動、悪臭、粉じん、有害化学物質などによる環境への負荷の回避又は低減に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大気汚染の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 資材等の運搬ルートは、居住系地域内の走行はできる限り避ける。 ・ 交通流の円滑化により、大気汚染、騒音、振動の発生を防止する。 ・ 集じん装置、有害物質処理装置等の設置を行い、大気汚染の発生を防止する。 ・ 有害物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 土砂表層や道路の散水、車両や機械の清掃等を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ 防じんシートの設置を行い、粉じんの飛散を防止する。 ・ 排出ガス対策型の車両や機械を使用する。 ○ 騒音、振動の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 夜間・早朝の資材運搬及び機械の稼働をできる限り避ける。 ・ 著しい騒音、振動を発生する工法を避ける。 ・ 低騒音・低振動型の建設機械を使用する。 ・ 防音壁、防音シート、緩衝緑地帯等の遮音設備・吸音設備を設置し、騒音を低減する。 ・ 道路において、高機能舗装等の採用により騒音の低減に努める。 ○ 悪臭の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭原因物質を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 悪臭原因物質の使用、保管等の管理を徹底する。 ・ 臭気除去装置を設置する。 ・ 建築物の機密性向上、出入口の構造の工夫、排水処理槽の被覆等により、悪臭の漏洩を防止する。
水環境	<p>地域の水環境を保全するため、周辺の土地利用や生活環境の状況と事業による影響要因を考慮し、水質汚濁の防止や水循環の保全に努める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 水質汚濁の防止 <ul style="list-style-type: none"> ・ 上水道などの水源地近傍への立地は、できる限り避ける。 ・ 土地の履歴調査により汚染物質の有無を把握する。また、鉱脈、鉱山跡地等で重金属等が偏在する場所の造成をできる限り避ける。 ・ 沈砂池・沈澱池や濁水処理装置等を設置し、濁水や油脂類の排水を避ける。 ・ 農薬を使用しない又は使用量を削減する。 ・ チェーンソーを使用する際は、生分解性チェーンオイルを使用する。 ・ 地盤改良は、適切な薬液を選定し、必要最低限の薬液注入範囲とする。 ・ 水道水源、貴重な動植物分布地、取水地点、すでに汚染が著しい地域等への排水をできる限り避ける。 ・ 水の循環使用等により排出負荷を低減する。 ・ 工事仮設事務所からの生活雑排水を適正に処理する。 ○ 水循環の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 透水性舗装の導入、舗装面の削減、浸透側溝・浸透柵・芝舗装の導入等、雨水の地下浸透により水循環を保全する。 ・ 水田や地下水・湧水を保全する。 ・ 地下水を使用しない又は使用量を削減する。 ・ 山間部において、流域界の変更や沢の埋立を避ける。 ・ 河川において、下流域の環境の保全のため、正常な流量を確保する。 ・ 浄化機能維持のため、水辺植生を保全する。 ・ 掘削や地下構造物の設置等により地下水の流動を阻害しないように努める。

<p>地形・地質</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境の保全上重要な地形・地質の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の特性を形成する重要な地形・地質の改変をできる限り避ける。 ・ 地すべり、崩壊、土石流等の危険性の高い地域や、近い将来活動する可能性のある活断層の区域の改変をできる限り避ける。 ○ 改変面積の最小化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地形の改変の少ない位置・ルート・工法を選定する。 ・ 段階的に工事を行い、広範な裸地の出現を防止する。 ・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、表層土壌の侵食を防止する。 ・ 工事施工ヤードの設置は、必要最小限の面積とする。 ・ 工事により一時的に改変する自然環境の原形復旧に努める。 ・ 法面勾配の検討、適切な崩壊防止工法の選定、排水工、緑化工等により、崩壊その他の危険性を防止する。
<p>野生動植物</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然環境の保全上重要な地域の改変の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然性の高い地域や希少な動植物の生息・生育地等、自然環境の保全上重要な地域の改変をできる限り避ける。 ○ 野生動植物の生息・生育空間の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 動物の移動経路の分断をできる限り避ける又は新たな移動経路を確保する。 ・ 河川・水路に横断構造物を設置する場合は、水棲生物の自由な移動を確保する。 ・ 水際部を保全し、自然植生の連続性を確保する。 ・ 河川において、瀬や淵の保全又は創出を行う。 ・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な植物を個体群の維持が可能な生育適地へ移植・播種する又は生育地を創出し移植・播種する。 ・ 回避措置を基本とするが、それができない場合は、重要な動物を個体群の維持が可能な生息適地へ移動させる又は生息環境を創出し移動を促す。 ・ 重要な植物の移植・播種又は重要な動物の移動を行った場合は、定着や繁殖の状況の確認を行う。 ・ 進入防止柵を設置し動物の侵入を防止する。 ○ 動物の繁殖期における影響の低減 <ul style="list-style-type: none"> ・ 重要な動物等の繁殖期、産卵期の工事をできる限り避ける。 ○ 地域独自の生物多様性の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両、資機材、作業着、靴等を適切に洗浄し、外来種の持込み防止に努める。 ・ 工事により裸地化する箇所は、早期の緑化を行い、外来植物の侵入・定着・拡大の防止に努める。 ・ 工事予定地の表土を用いた覆土による植生回復や地域由来の在来植物を用いた緑化に努める。 ・ 特定外来生物が確認された場合は、関係機関と相談の上、駆除に努める。 ○ 動植物への負担の少ない形状・素材の使用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 落下した小動物が脱出できる側溝、透過型えん堤、多段式落差工、自然石空張護岸等動植物への負荷の少ない構造を検討する。 ・ 自然石、自然素材、多自然型製品等動植物への負荷の少ない素材を使用する。
<p>景観</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ すぐれた景観の保全 <ul style="list-style-type: none"> ・ 主要な景観資源の改変をできる限り避け、影響を及ぼすおそれがある場合は修景に努める。 ・ 主要な眺望景観や自然・文化的景観を阻害するような建築物の立地をできる限り避ける。 ・ 工事箇所の整理整頓・美化に努め、仮施設や資材置き場は目立ちにくい配置にする。 ○ 良好な景観の育成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺地域の環境との調和に配慮した施設の配置・規模・形態・意匠・色彩・素材等を検討する。 ・ 樹木の伐採はできる限り避ける又は植樹等による緑化に努める。

<p>自然とのふれあい</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自然とのふれあいの場への立地の回避 <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の人が利用している自然とのふれあいの場又はふれあい活動に重大な影響を与える周辺環境の改変をできる限り避ける。 ○ 自然とのふれあい空間の創出 <ul style="list-style-type: none"> ・ 遊水施設やせせらぎ水路、池、親水護岸、階段や飛び石など水辺空間の整備に努める。 ・ 河川、水路などの暗渠化は避けるよう努める。 ・ ビオトープを創造し、自然とのふれあいの場を創出する。
<p>文化財等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 文化財等への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文化財等地域で親しまれている歴史的な建築物・構造物などやその周辺へ影響を及ぼすおそれがある立地をできる限り避ける。 ・ 原則として史跡・名勝・天然記念物の指定地内への立地は避ける。また、史跡等の周辺や埋蔵文化財を包蔵する可能性の高い土地への立地をできる限り避ける。
<p>廃棄物・建設残土</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建設廃棄物や建設残土の発生抑制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設副産物の発生を抑制する施設配置、線形、工法、資材などの採用に努める。 ・ 建設廃棄物や建設残土の適正処理を行う。 ○ 建設廃棄物や建設残土のリサイクル <ul style="list-style-type: none"> ・ 現場発生材の原位置リサイクル等、建設廃棄物や建設残土のリサイクルを推進する。 ○ 資源の有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 使用基準等に留意の上、再生 As 合材、再生骨材、木材チップ、建設汚泥改良土等再生資材の利用を推進する。 ・ 自然石、県産木材等環境に負荷の少ない資材の利用を推進する。 ・ 信州リサイクル認定製品の利用を推進する。
<p>省資源・省エネルギー・温室効果ガス</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境への負荷の少ない機械の利用等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 低燃費型建設機械や省エネ機構搭載型建設機械を積極的に使用する。 ・ アイドリングストップ、エンジン回転数の抑制等機械の省エネ運転に努める。 ・ 点検整備を行い適正な燃費消費率を維持する。 ○ エネルギーの有効利用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の建設に当たっては温室効果ガス削減に努めた計画とする。 ・ 地熱、太陽光、バイオマス等の自然エネルギーや雨水、廃熱等の有効利用に努める。 ・ LED 照明、節水機器等の省エネルギー設備の導入に努める。 ・ 建築物の断熱化に努める。
<p>日照阻害・電波障害・光害</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 日照阻害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 日照阻害が生じないように施設の配置や構造、形状等に配慮する。 ○ 電波障害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 電波障害が予測される場合は、電波吸収材や反射材の使用による反射障害や遮へい障害の防止又は代替措置を検討する。 ○ 光害への配慮 <ul style="list-style-type: none"> ・ 照明の設置に当たっては照明の範囲、時間、照度、光源種類などに配慮し、周辺の生活環境や野生動植物、農作物等への悪影響を低減する。

地域別環境配慮指針

地域	環境配慮事項
山地 ・ 丘陵	<p><基本的な考え方></p> <p>山地・丘陵地域は、森林や湿原、溪流など、多くの自然性の高い環境要素から構成され、それらの地域特性を反映した良好な自然環境を形成しており、自然環境や我々の生活環境の保全上、極めて重要な役割を持つ地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、その必要性や立地の妥当性をあらかじめ十分検討した上で、大気浄化や清澄な水源のかん養機能をはじめ、多様な生物の生息・生育空間や自然とのふれあいの場としての機能の保全に十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 希少な動植物の生息・生育環境の確保 ○ 事業規模の最適化や工法の工夫による改変面積の最小化 ○ 動物の移動に支障がないような緑地の保全・創造 ○ 河川、湖沼等の良好な水質、水量等の保全や湿地の乾燥化の防止 ○ 有害化学物質などによる水資源の汚濁防止 ○ 希少な動物の繁殖期を避けるなど工事時期への配慮 ○ 地形・地質、森林等の自然景観への配慮 ○ 水源かん養機能のある森林の保全
平野 ・ 田園	<p><基本的な考え方></p> <p>平野・田園地域は、里山や耕作地など、人と自然との密接な関わりにより育まれてきた身近な自然が広がり、地域独自の多様性に富んだ半自然的な環境が形成されており、人の日常生活と自然環境との関わりが深い地域である。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、人の生活環境の保全とともに、身近で多様性に富んだ自然環境の保全にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 池や沼、河川敷、水田などの生物の生息及び生息地の保全 ○ 身近な自然とのふれあい活動の場の保全・創出 ○ 健全な水循環の維持及び地盤沈下防止のため、水田や地下水・湧水の保全 ○ 工事や供用時における濁水等の処理対策の充実による、河川やため池等の汚濁防止 ○ 都市生物や外来種の侵入・繁殖の防止
市街地	<p><基本的な考え方></p> <p>都市機能が集積した市街地は、多くの人々の生活空間であり良好な生活環境の保全（大気汚染や水質汚濁、悪臭、騒音等の防止）が強く求められる。</p> <p>また、人工改変区域が多くを占める市街地に一部残る緑地や河川等は、その自然的環境に依存する、独自の生態系を形成している場合もある。</p> <p>このため、事業計画の策定に際しては、生活環境の保全に十分配慮するとともに、歴史的・文化的資源の保全や残された自然的要素の保全、新たな生物生息・生育空間の創造に十分配慮する。</p> <p>また、地球環境保全の観点から、省資源・省エネルギーの推進や温室効果ガスの排出抑制等にも十分配慮する。</p> <p><配慮に努める事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 交通流の円滑化による排気ガスや騒音の低減 ○ 雨水の地下浸透等による健全な水循環の維持・回復、地盤沈下の防止 ○ 新たな工作物の存在・供用や工事による大気や水質、騒音など周辺影響への配慮 ○ 河川の水質、水量、生態系への配慮 ○ 残存する自然環境や都市内の緑地等の保全 ○ 緑地や都市公園の整備に伴うビオトープの創造 ○ 建築物などのデザイン、高さ、色彩について周辺景観への配慮 ○ 省エネルギー、新エネルギーの利用等による二酸化炭素排出量削減 ○ 日照障害・電波障害等による周辺の生活環境への影響防止

事業名称	
事業名	
整理番号	
事業の種類	
市町村名	
箇所名	
事業年度	
事業概要	
目的	
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)	
関連する事業計画	
その他特記事項	
関係法令等の規制	
自然環境保全地域等の指定状況	
土地利用規制の状況	
その他	
社会的要素	
	留意すべき地域の概況
交通の現況	
土地利用の現況	
生活関連施設の現況	
その他	
自然的環境要素	
	環境配慮の方針
大気環境	留意すべき地域の概況
水環境	留意すべき地域の概況
地形・地質	留意すべき地域の概況
野生動植物	留意すべき地域の概況
景観	留意すべき地域の概況
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況
文化財等	留意すべき地域の概況
廃棄物・建設残土	
省資源・省エネルギー・温室効果ガス	
日照障害・電波障害・光害	

事業名称			
事業名			
整理番号			
事業の種類			
市町村名			
箇所名			
事業年度			
事業概要			
目的			
計画概要(延長・幅員・面積・工種など)			
関連する事業計画			
その他特記事項			
関係法令等の規制			
自然環境保全地域等の指定状況			
土地利用規制の状況			
その他			
社会的要素		留意すべき地域の概況	
交通の現況			
土地利用の現況			
生活関連施設の現況			
その他			
自然的環境要素		環境配慮の方針	
大気環境	留意すべき地域の概況		
水環境	留意すべき地域の概況		
地形・地質	留意すべき地域の概況		
野生動植物	留意すべき地域の概況		
景観	留意すべき地域の概況		
自然とのふれあい	留意すべき地域の概況		
文化財等	留意すべき地域の概況		
廃棄物・建設残土			
省資源・省エネルギー・温室効果ガス			
日照障害・電波障害・光害			
番号	項目	環境部長の意見内容	事業部局の見解

事業名称		達成状況の評価
事業名		配慮した項目 ----- 配慮する全項目
整理番号		
事業の種類		
市町村名		
箇所名		
事業年度		
事業概要		
目的		
事業概要		
関連する事業計画		
その他特記事項		
関係法令等の規制		
自然環境保全地域等の指定状況		
土地利用規制の状況		
その他		
自然的環境要素	環境配慮の方針	環境配慮の実施内容 (環境配慮の方針と異なる場合はその理由)
大気環境		
水環境		
地形・地質		
野生動植物		
景観		
自然とのふれあい		
文化財等		
廃棄物・建設残土		
省資源・省エネルギー・温室効果ガス		
日照障害・電波障害・光害		

長野県内の建築物等における県産材利用方針

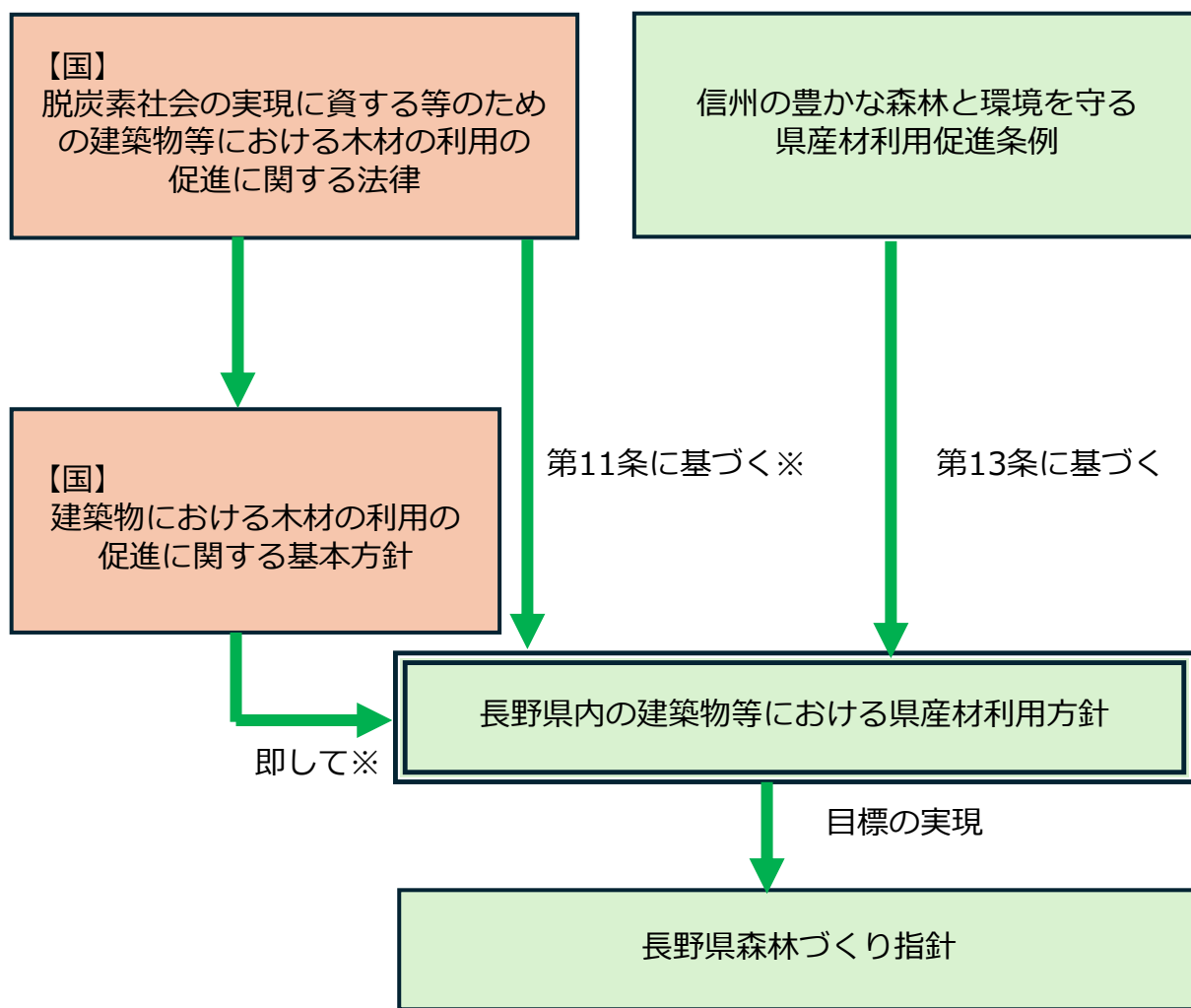
目次

1	目的	P1
2	定義	P2
3	現状と課題	P3
4	県による県産材の率先利用	P5
5	建築物における県産材の利用の促進	P7
6	建築物以外における県産材の利用の促進	P9
7	県産材の安定供給の促進	P10
8	県産材及び県産材製品の産地づくり	P11
9	県産材の販路拡大	P12
10	県産材の利用による脱炭素社会に向けた取組の推進	P13
11	研究開発等	P14
12	人材の確保及び育成	P15
13	普及啓発	P16
14	木材以外の林産物の利用の促進	P17
15	県産材利用促進のための体制及び施策の実施状況等の公表	P18
16	用語について	P19
17	附則	P19

1 目的

この方針は、長野県内の建築物及び土木施設等において、積極的に県産材の利用を促進するため、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第11条第1項の規定により、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年木材利用促進本部決定）に即して、同条第2項に掲げる必要な事項を定め、「長野県森林づくり指針」（注1）が掲げる総合的な目標の実現を目指します。

また、信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例（令和7年3月条例第4号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき、条例第14条から第23条までの基本的施策について、県産材の利用の促進に関する基本的な方針を定めるものです。



※本方針中の4、5、7、11、12、13及び15については、法第11条に基づき、国が定めた建築物における木材の利用の促進に関する基本方針（令和3年木材利用促進本部決定）に即して定めるもの。

2 定義

1 この方針において、次に掲げる用語の意義は、条例第2条の各項に定めるところによります。

(1) 県産材	県内で生産された木材をいう。
(2) 建築物	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
(3) 公共建築物	法第2条第2項に規定する公共建築物をいう。
(4) 土木施設	河川施設、砂防施設、道路施設、上下水道施設、公園施設、土地改良施設、治山施設等をいう。
(5) 公共土木施設	地方公共団体が整備する公共の用又は公用に供する土木施設をいう。
(6) 森林所有者	権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者（国及び市町村を除く。）をいう。
(7) 林業事業者	森林施業（造林、保育、伐採その他の森林における施業をいう。）の事業を行う者をいう。
(8) 木材産業事業者	製材その他の木材の加工（条例第17条において「木材の加工」という。）又は木材の流通の事業を行う者をいう。
(9) 建築関係事業者	建築物の設計又は施工の事業を行う者をいう。
(10) 土木関係事業者	土木施設の設計又は施工の事業を行う者をいう。
(11) その他事業者	林業事業者、木材産業事業者、建築関係事業者及び土木関係事業者以外の事業者をいう。

2 この方針において、条例第2条に定めのない用語の意義は、以下のとおりとします。

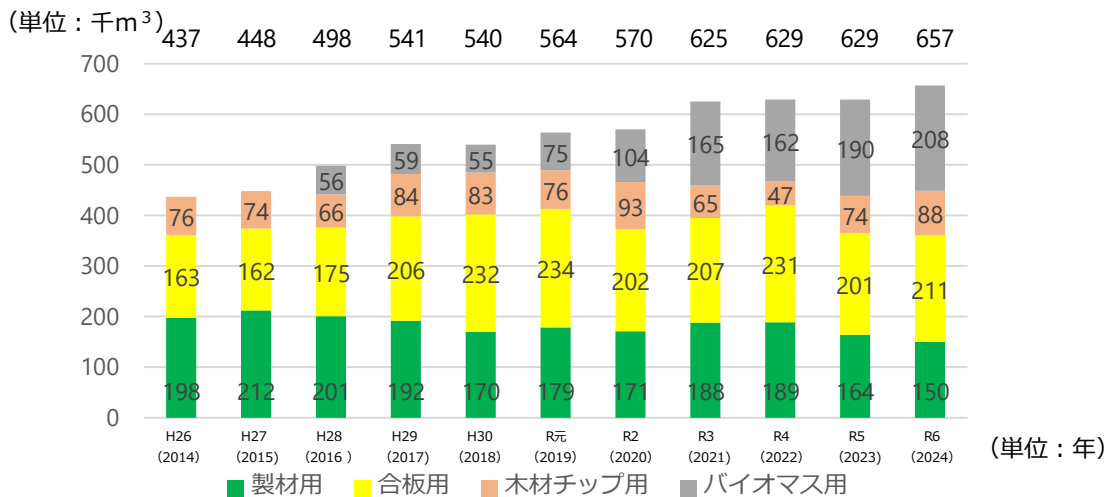
(1) 公共建築物等	公共建築物及び公共土木施設をいう。
(2) 木造化	建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、桁、小屋組等の全部又は一部に木材を利用することをいう。
(3) 木質化	建築物の新築、増築、改築又は模様替にあたり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を使用することをいう。

3 現状と課題

本県の木材生産量は、令和6年（2024年）に65万7千 m^3 と平成26年（2014年）以降増加傾向にあります。需要面では合板用材の国産材へのシフトやF I T法による木質バイオマス発電所向けの燃料用チップ需要の急増が主な要因となっていますが、令和4年（2022年）以降、製材用材は減少傾向となっており、引き続き、住宅・非住宅分野等での利用拡大を進めていく必要があります。

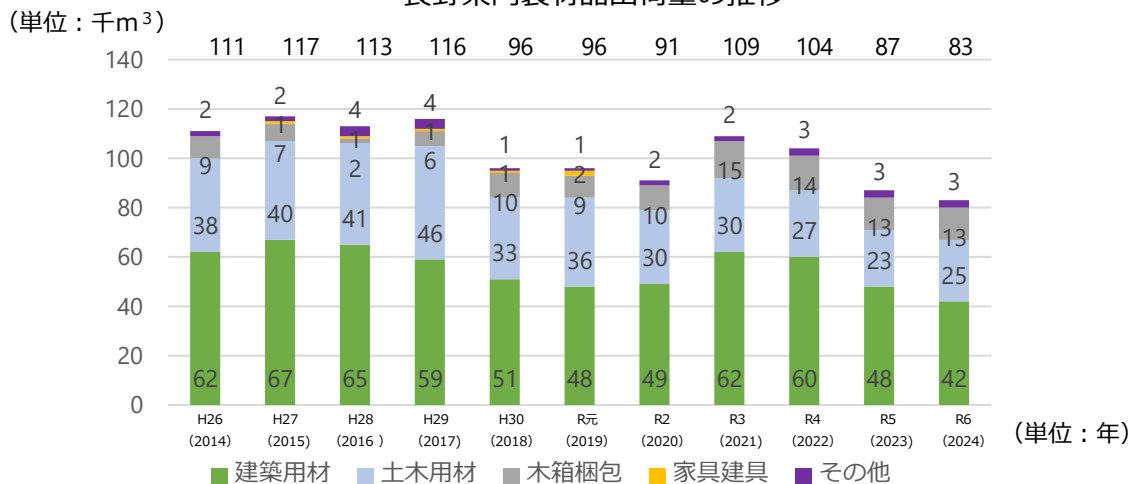
供給面では施業の集約化、路網の整備、高性能林業機械等の導入といった林業経営基盤の強化により、生産力が飛躍的に増強されたことが背景にあります。今後は、国際的な木材需給情勢の変動に左右されにくい県産材の流通体制の構築と県内製材工場の活性化が重要な課題となっており、併せて「都市（まち）の木造化推進法」による建築物への木材利用を進めていくための市場流通性の高い木材製品の供給が必要となっています。

長野県内の木材生産量の推移



出典：農林水産省「木材需給報告書」及び長野県林務部「木質バイオマス生産量」

長野県内製材品出荷量の推移



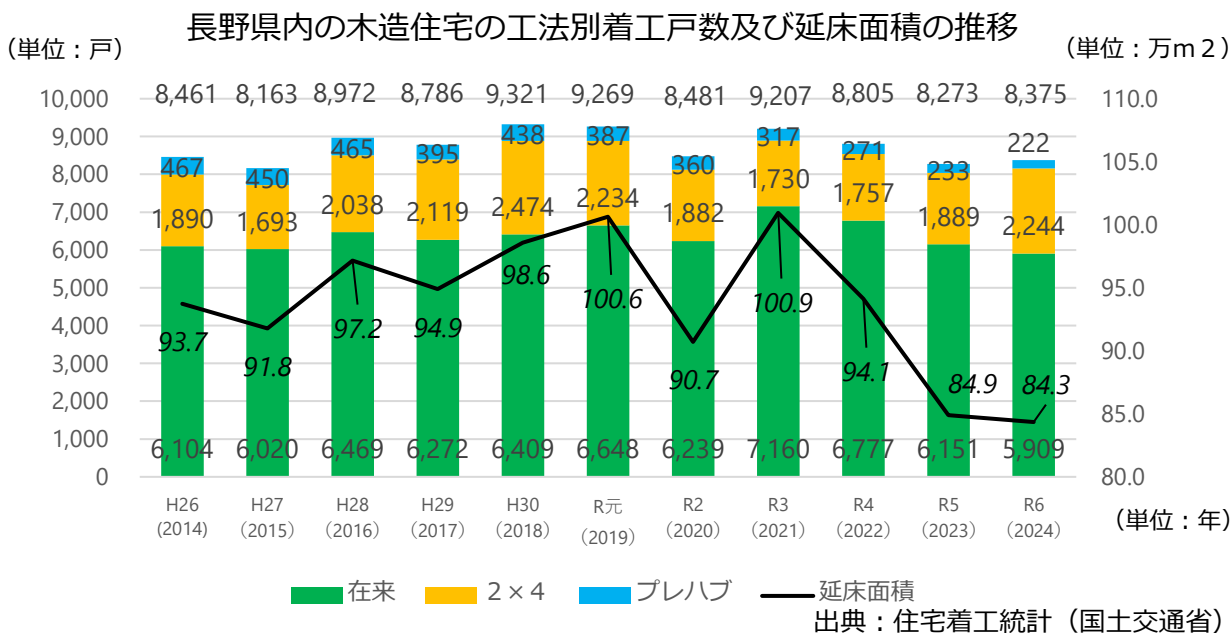
出典：農林水産省「木材統計」「木材需給報告書」

3 現状と課題

これまで県産材需要の多くを占めてきた住宅建築については、少子化高齢化等の進展に伴い、今後大きな増加を見込むことは難しい状況です。こうしたことから、住宅建築等に加え、公共建築物や民間建築物の非住宅分野における県産材の需要拡大を併せて進めていくことが重要です。

また、県産材をはじめとした木材は、脱炭素社会実現のための二酸化炭素を固定するという観点や、プラスチック等の石油由来製品の代替となるという観点から、人々の生活の様々な場面において、木材や木材由来の製品を利用する取組を広げていくことも重要です。

一方、本県は、木材の生産では、比較的地形が急峻な森林が多く生育している樹種が多様なこと、木材の加工・流通では製材工場等が小規模分散であることなどから、県外で大規模に生産・加工する体制に比べて高コストになりがちな傾向にあると考えられます。



非住宅分野での県産材利用例

「美容室の木造化」

多くの県民の皆様が利用する民間施設等での県産材利用を推進



身近な製品のウッドチェンジ例

「ウッドパイロン」

プラスチック製から木製へ (県産カラマツ及びエンジュを使用)



4 県による県産材の率先利用

1 方針

- (1) 県が行う公共建築物及び公共土木施設の整備等に当たっては、可能な限り木材を使用した方法を採用し、条例の趣旨を踏まえ、使用する木材は、次の各号に掲げる場合を除き県産材とする。
 - ア 法令の規定等により県産材の使用を指定できない場合
 - イ 県産材による供給が困難である場合
 - ウ その他相当な理由により県産材の使用が適当でない場合
- (2) 県は、県産材製品の利用及び県産材の木質バイオマスとしての利用を促進するため、県が整備する公共建築物において、その活用を進めるものとする。

2 施策

- (1) 公共建築物
 - ア 公共建築物の木造化の推進
 - (ア) 県が木造化を積極的に推進する施設は、県が整備する広く長野県民の利用に供される社会教育施設・体育施設・文化施設、保健施設・衛生施設、社会福祉施設、教育・研修施設、行政施設、住宅施設、研究施設及びその他の施設とします。
 - (イ) 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物等とすることが求められていない公共建築物においては、次の各号に該当する場合を除き、木造化するものとします。
 - a 法令の規定、施設の設置基準等により木材の使用が適当でない場合
 - b その他総合的な判断により木材の使用が適当でない場合

なお、木造と非木造の混構造（部材単位の木造化を含む。）とすることが、耐火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から合理的な場合もあることから、その採用も積極的に検討しつつ木造化を推進するものとします。
 - (ウ) 県が整備する建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物等とすることが求められる公共建築物であっても、木材の耐火性等に関する技術開発の推進や木造化に係るコスト面の課題の解決状況等を踏まえ、木造化が可能と判断されるものについては木造化に努めるものとします。

2 施策

イ 公共建築物の木質化の推進

(ア) 県が整備する公共建築物については、木造により整備する場合はもとより、木造化できない場合にあっても、次の各号に該当する場合を除き、木質化するものとします。

- a 法令の規定、施設の設置基準等により木材の使用が適当でない場合
- b その他総合的な判断により木材の使用が適当でない場合

(イ) 県が、重点的に木質化を推進する施設は、広く長野県民の利用に供される施設とし、重点的に木質化を推進する箇所は、居室、エントランスホール、ロビー・廊下及びこれらに準じた箇所とします。

ウ 公共建築物の木造化・木質化の検討

県が整備する公共建築物については、施設の基本計画（構想）策定前に、原則として、「県産材利用促進連絡会議（注2）」において施設の木造化・木質化を進める方向性について検討を行ったうえで施設の整備を進めるものとします。

エ 公共建築物の整備における工法

県が行う公共建築物の整備においては、環境負荷の大きい工法を減らし、環境に配慮した工法を取り入れるものとします。

オ 公共建築物に使用する木材

県産材の使用に当たっては、製材の日本農林規格等に適合すると認められ格付けされたJAS製材品、信州木材認証製品センター（注3）の信州木材認証製品（注4）又は同等品以上の品質・規格・性能を有するものの使用に努めるものとします。

また、新たに開発された木質部材等の使用についても配慮するものとします。

(2) 公共土木施設

ア 公共土木施設への木材利用の推進

(ア) 県が整備する公共土木施設においては、脱炭素社会の実現に向け、環境に配慮した自然共生型の工法のうち、木材の特性を考慮した木材利用工法を積極的に採用します。

(イ) 県が、重点的に木材利用を推進する工法については、木製(残置)型枠工、柵工、筋工、沈床工、丸太基礎杭工、階段工、仮設工等とします。

(ウ) 県は、工事標識・看板等の工事用仮設物について、積極的に県産材を取り入れるとともに、新しい木材加工技術の活用など、公共土木施設における木材の新しい利活用に取り組むものとします。

(3) その他

ア 家具・備品・調度品等への木材利用の推進

県が公共建築物に導入する家具・備品・調度品等は、木材製品の利用を基本とし、可能な限り県産材製品の利用に努めるものとします。

イ 木質バイオマスの利用

県は、公共建築物へ暖房機器やボイラーを設置する場合は、木質バイオマスを燃料とするものの導入に努め、使用する燃料は、県産材由来のものとします。

5 建築物における県産材の利用の促進

1 方針

県は、市町村や民間事業者等が整備する公共建築物に加え、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。

2 施策

(1) 公共建築物での県産材の利用促進

ア 県は、市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）並びに民間事業者が整備する公共建築物における県産材の利用が促進されるよう以下の取組を進めます。

- (ア) 公共建築物における県産材を使用した木造化・木質化等の取組に対して支援を行います。
- (イ) 公共建築物における県産材の利用実態を把握し、利用状況等の情報提供を行います。
- (ウ) 木造化・木質化に関する法令の整理・共有及び技術的な助言や県産材の利用に関する情報提供等を行います。
- (エ) 公共建築物の建築計画の把握を行うとともに、県産材等に関する知識等を有する者を信州ウッドコーディネーターとして配置し、県産材の利用に係る助言などの支援を行います。

イ 県は林業事業者・木材産業事業者の団体等と連携し、市町村等に対し、条例の趣旨を踏まえた県産材の利用が進むよう協力を求めてまいります。

(2) 公共建築物以外での県産材の利用促進

県は、木造住宅をはじめとする公共建築物以外の建築物における県産材の利用が促進されるよう、特に脱炭素化にも配慮しつつ以下の取組を進めます。

ア 住宅

- (ア) 県産材を使用した住宅の建築等に対して支援を行います。
- (イ) 長野県産材CO₂固定量認証制度（ECOCO）（注5）など県産材利用によるメリットの見える化の取組を通じ、住宅の建築における県産材利用が進むよう、関係者と連携して取り組みます。
- (ウ) 木材産業事業者や建築関係事業者が連携し、施主などのエンドユーザーを対象とした県産材を使用した住宅の良さを普及させる取組等に対して支援を行います。

2 施策

イ 住宅以外

- (ア) 多くの県民が訪れる普及効果の高いモデル的な民間建築物における県産材を使用した木造化・木質化等の取組に対して支援を行います。
- (イ) 新たな建築部材や設計・施工に関する先進的な技術の普及等を進めてまいります。
- (ウ) 民間事業者による大規模建築の計画等を把握した場合は、必要に応じ信州ウッドコーディネーターによる助言などの支援を行い、県産材の利用につなげます。
- (エ) 国等と建築物木材利用促進協定を締結した県内に店舗等を有する事業者に対し、県産材の利用を働きかけます。

(3) 県が補助する建築物における県産材の利用の推進

県は、建築物の補助に当たっては、補助事業の事業主体や建築主の理解を求め、可能な限り県産材が積極的に利用されるよう配慮するものとします。

(4) 建築物木材利用促進協定

県は、法第15条第1項の規定による建築物木材利用促進協定制度について、建築物における木材利用の取組が進展するよう、建築主となる事業者等に対し同制度の積極的な周知を進めるとともに、県との協定締結と協定に基づく県産材利用を進めてまいります。

また、県が建築物木材利用促進協定を締結した場合には、協定の内容等をホームページ等で公表し、協定に定められた取組方針に即した取組を促進するため、協定締結者に対し技術的な助言や情報提供を行うとともに、協定に基づく取組の情報発信を行います。

県産材を利用した民間建築物



OYAKI FARM (長野県長野市)

<施設概要>

構造：木造2階建て
規模：延べ面積1,664m²
県産材使用量：395m³
主な使用樹種：スギ、ヒノキ

建築物木材利用促進協定とは



事業者等が国又は地方公共団体と協働・連携して木材の利用に取り組むことで、民間建築物における地域材の利用を促進し、川上から川下までが連携した木材の安定的な供給体制の構築を図るとともに、脱炭素社会・持続可能な社会の実現を目指し締結するものです。

6 建築物以外における県産材の利用の促進

1 方針

- (1) 県は、県以外が整備する土木施設における県産材の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。
- (2) 県は、県産材製品の利用及び県産材の木質バイオマスとしての利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や普及啓発などを行うものとする。

2 施策

- (1) 県以外が整備する土木施設での県産材の利用促進
 - ア 県は、市町村等が整備する公共土木施設における県産材の利用が促進されるよう、木材を利用した施工事例等の情報提供を行います。
 - イ 県は、民間事業者が整備する土木施設における県産材の利用が促進されるよう、木材を利用した公共土木施設の施工事例の提供や技術的な助言等を行います。
- (2) 県産材製品及び木質バイオマスとしての利用促進
 - ア 県は、県産材を使用した調度品など県産材製品の利用が幅広く進むよう、自らの利用実績の情報の発信に努めるほか、展示会やSNS等を活用した情報発信を行います。
 - イ 県は、多くの県民が利用する施設等における木質バイオマスを燃焼する機器の導入や県内各地の状況に応じ地域資源を利用した木質バイオマスの安定供給の取組等に対して支援を行うとともに、木質バイオマスの利用促進に係る普及啓発として、展示会やSNS等を通じた情報発信を行います。

SNSを活用した木質バイオマスに係る普及啓発



県では、木質バイオマスの利用促進のため、薪・ペレット生産の取組や薪・ペレットストーブのある暮らしなどを紹介した動画を公開するなど様々な媒体を通じて、情報発信をしています。

長野県林務部Youtube
「自然由来のぬくもりいかがですか？」



7 県産材の安定供給の促進

1 方針

県は、県産材の安定的かつ持続的な供給確保のための森林資源の循環利用及び県産材の加工・流通体制の整備を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や品質向上のための技術的な助言などを行うものとする。

2 施策

(1) 原木の安定供給

県は、県産材需要に対し、確実に供給されるよう、森林所有者及び林業事業者等の関係者の協力を得つつ、林業経営に適した森林における適正な主伐と主伐後の再造林や、間伐等が必要な森林における森林整備を推進することにより、計画的な原木の安定供給と森林資源の循環利用を図ってまいります。

県産材利用者等のニーズに対応した高品質で適正な価格の木材の供給を促進するとともに、その品質等に関する正確な情報の提供等を進めてまいります。

また、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）第2条第2項に規定する合法伐採木材等の円滑な供給の確保を図るための取組を進めてまいります。

(2) 加工・流通体制の整備

県は、木材加工流通施設の整備により、品質が確かで価格競争力のある県産材が安定的かつ持続的に供給されるよう支援を行うとともに、信州木材認証製品センターの信州木材認証製品の普及や、JAS認証の取得が進むよう支援を行うことなどにより、県産材の品質の確保・向上、安定供給を図ってまいります。

(3) 県産材が選択されやすい仕組みづくり

県産材の価格や納期はユーザーが選択する重要な因子であることから、林業・木材産業等の持続可能な産業としての振興や地域内経済循環の活性化にも十分配慮しながら、サプライチェーンの最適化を含めたコストの低減や安定供給につながる施策により、県産材がより一層選択されやすい仕組みづくりを進めます。

8 県産材及び県産材製品の産地づくり

1 方針

県は、県産材利用に関する地域の関係者間の連携を促進することで、地域の特徴を活かした産地形成につなげるほか、地域に根差した木工製品・家具等の県産材製品の普及啓発などを行うものとする。

2 施策

本県はスギ、ヒノキ、アカマツ、カラマツ、広葉樹といった多様な樹種が、県内各地域の気候や特性に応じて生育し県産材として生産されています。こうした地域ごとの県産材について、川上から川下までの関係者が連携して行う付加価値向上や供給量の拡大などの取組に対し、情報提供や需要者とのマッチングなどにより県産材の産地づくりを図ってまいります。

また、木曽地域のヒノキやサワラ等を活用した桶、樽などの木製品、伊那地域のアカマツを活用した経木、県内各地のカラマツや広葉樹を活用した家具などに代表される多様な樹種を活用した県産材製品についても、展示会の開催支援やホームページ等での一元的な情報発信などを通じ、普及啓発を図ってまいります。

本県を代表する針葉樹と広葉樹



カラマツ

東信地域に多く、芯材は褐色で梁、土台、集成材、合板等で利用されています。



アカマツ

中信地域に多く、梁、桁、土台等に利用されています。



スギ

北信、南信に多く、一般住宅の建築材として多く利用されています。



ナラ

(コナラ、ミスナラ)
県内全域にあり、家具及び建具全般、フローリング等に利用されています。



ヒノキ

木曽ヒノキが有名、柱、造作材、土台等に利用されています。

県内にはナラ以外にも多くの種類の広葉樹が生育しており、それぞれの特性に応じて家具や木工品等に利用されています。

9 県産材の販路拡大

1 方針

県は、県産材及び県産材製品について大都市圏等における販路拡大を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や情報の把握・共有、普及啓発などを行うものとする。

2 施策

県産材に関する豊富な知識・経験を持つ信州ウッドコーディネーターによる顧客ニーズの把握や新たな木材需要先の開拓等の取組に加え、木材産業事業者等と連携して取り組むSNSを活用した広報活動や、展示会出展による県産材のPR等を通じ、大都市圏等における県産材の販路拡大を進めます。

また、県内における県産材の生産・流通状況や県内外の需要動向の把握に努めるとともに、木材産業事業者等との情報共有により、効果的な販路拡大に資する取組を進めます。

強度に優れた長野県産カラマツを県内の製材工場等で加工し付加価値を高めたうえで県内外に供給するなど、県産材の「強み」を活かした販路拡大の取組を支援します。

県内市町村が、県外の姉妹都市等において、建築物へ県産材を活用したり県産材製品を供給する取組もあることから、こうした事例やノウハウの共有等により県外における需要開拓につなげます。

取組状況

県HPでの情報発信 「NAGANO WOODポータル」



ホーム > 県政情報・観光 > 国産・行政情報 > 国産・観光 > 長野県の国産一覧(木産) > 県産材利用推進委員会 > NAGANO WOODポータル

更新日：2025年7月8日

NAGANO WOODポータル

NAGANO WOODポータルでは、「産州の木でまた木用品を使いたい!」「炎のある暮らしをしたい!」「産州の木を使いたい!」と考えている人のために、住宅部材・木製品・薪・ペレットの産地情報、長野県の木材・木製品を扱う事業者に関する情報を掲載しています。

- 【一般ユーザー向け】
- 産州の木でまた木用品やDIY材をお探しの方はこちら
- 炎のある暮らしをしたい、薪・ペレットの販売店をお探しの方はこちら

【プロユーザー、行政機関向け】

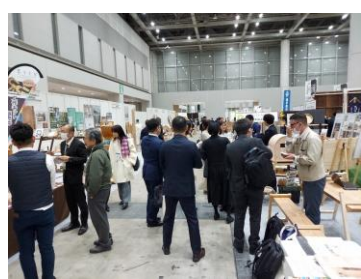
- 産州の木(柱などの建築用、腐材など)をお探しの方はこちら
- 産州の木を使って建てられた建築物をお探しの方はこちら

【Googleマップで検索したい方】

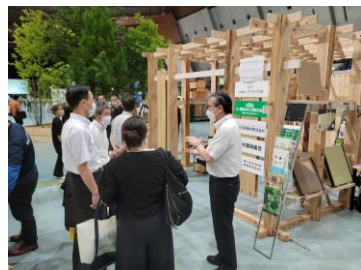
- 現在地や事業者から事業者や建築物を探したい方はこちら(別ウィンドウで外部サイトが開きます)
- Googleマイマップ(別ウィンドウで外部サイトが開きます)

※事業者名・住所などを検索したい方は、リンクを「ブラウザで開く」からWebブラウザでご確認ください。

https://www.pref.nagano.lg.jp/mokuzai/portal/nagano_wood_portal_home.html



展示会でのPR
(モクコレ2024+)



信州ウッドコーディネーターによる製品説明

10 県産材の利用による脱炭素社会に向けた取組の推進

1 方針

県は、県産材の利用による温室効果ガスの排出削減量や固定量を認証する取組を通じ、脱炭素化の取組やその普及を進めるため、情報提供や普及啓発などを行うものとする。

2 施策

脱炭素化社会を実現するためには、排出される温室効果ガスの量を可視化する「見える化」の取組が不可欠です。

県は、長野県産材CO₂固定量認証制度（ECOCO）に基づき、県産材の使用量に応じた二酸化炭素の固定量を定量的に評価し、地球温暖化の防止や地域の森林整備、環境保全への貢献度を数値で「見える化」する取組を引き続き、進めます。

また、SHK制度（温室効果ガスを一定量以上排出する者に温室効果ガスの算定と国への報告を義務付け、国が公表する制度）や建築物LCA制度（建築から解体までのすべての段階で発生するCO₂排出量などの環境負荷を定量的に評価する手法）における木材利用の取り扱いをはじめとする国の動向を注視しながら、国の制度に応じて長野県産材CO₂固定量認証制度による取組がより効果的なものとなるよう、制度の改善及び普及啓発等を進めてまいります。

なお、県は、長野県グリーン購入推進方針（注6）に定められている木材及び木材を原料として使用した製品については、この推進方針に即した調達を進めてまいります。

長野県のCO₂吸収量・固定量認証制度

長野県森林CO₂吸収評価認証制度

森林の里親契約に基づく取組により整備された森林のCO₂吸収量を県が認証し、企業等のCSR活動の「見える化」を行っています。



森に力を
地球に未来を
Power on the forest
Future on the earth

長野県産材CO₂固定量認証制度

オフィスや店舗等での県産材の使用量に応じた二酸化炭素固定量を定量的に評価し認証書を発行することで、企業の社会貢献活動に利用していただきます。



長野県県有林J-クレジット創出プロジェクト

県有林の森林整備によって吸収された二酸化炭素をJ-クレジットとして販売します。
15,000円/t-CO₂（税別）



市町村におけるJ-クレジット導入支援

市町村有林等の森林整備によって吸収された二酸化炭素をJ-クレジットとして取引できるように、認証に向けたマニュアルを作成し導入を支援します。



J-クレジット
支援マニュアル
(R5.3発行)

森林の持つ二酸化炭素吸収源としての機能や木材の炭素固定等を定量的に評価し、企業等の社会貢献活動とつなぎ、健全な森林づくりを進めます。

11 研究開発等

1 方針

県は、林業・木材産業に関する新技術の研究開発やその導入及び情報の収集に取り組むとともに、その成果の普及に当たっては、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進、情報提供や普及啓発などを行うものとする。

2 施策

県は、県内の林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者等からの要請を踏まえ、木材乾燥の高効率化や強度向上を含む技術開発を推進し、県産材の品質・性能の向上及び付加価値の向上に向けた研究を進めます。

また、森林資源の循環利用を図るため、低密度植栽や成長などに優れた苗木の植栽といった施業の省力化を図るための研究にも取り組みます。

さらに、県自らの研究に加え、国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所など他の研究機関の成果も含め、その技術を必要としている関係者へ効率的に普及を進めてまいります。

林業総合センター木材部の木材乾燥技術の試験研究成果

木材を人工乾燥する際、特に心持ち材では材面割れを防ぐことが難しく、従来は柱材に背割りを入れる方法が一般的でした。木材部では、この課題を解決するため、材面割れを抑制する「高温セット法」を平成10年に開発。この技術は、木材を高温低湿で一定時間処理し、表面応力を固定することで材面割れを防ぐものです。現在では、カラマツに限らずスギ・ヒノキの心持ち柱材にも適用され、全国的に普及し、主流技術となっています。

その後、高温乾燥による内部割れの課題（H23）や高温で乾燥することにより強度が落ちる熱劣化の課題（R4）など、業界が求める品質とコストのトレードオフに対応した研究を続けています。



(A) 天然乾燥材：1材面あるいは複数面に必ず割れが入ります。(B) 青割り材：表面割れを防ぐためあらかじめ1材面に鋸溝を入れておきます。(C) (D) 高温乾燥材：乾燥方法により内部割れが発生することがありますが、表面割れは天然乾燥に比べ非常に少なくなります。

図2 心持ち柱材の乾燥(カラマツ)

林業総合センター木材部の研究成果

<https://www.pref.nagano.lg.jp/ringyosogo/soshiki/mokuzaibu.html>



12 人材の確保及び育成

1 方針

県は、県産材利用に関する助言や支援ができる専門人材や、その他の県産材利用促進に関わる人材の確保・育成を進めるため、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や技術的な助言などを行うものとする。

2 施策

県産材の利用を促進するためには、林業事業者、木材産業事業者及び建築関係事業者などによる連携した取組が必要です。

県は、非住宅分野の建築に関わる設計士・工務店を対象とした県産材に係るセミナーを開催するとともに、信州ウッドコーディネーターの活動等を通じた県産材の需要と供給のマッチングなどの取組の成果を情報共有することなどにより、連携体制を構築できる人材を育成します。

また、県産材利用の意義を理解し、すでに住宅建築に県産材を利用している設計士・工務店の活動を横展開することで、新たに県産材を積極的に利用する人材の育成に取り組みます。

木造建築を手がける若手設計者が育成されるよう、建築に関する教育機関とも連携し木造建築に関する教育の機会が確保・充実されるよう努めてまいります。

人材育成に係る取組事例

県では、林業事業者や建築関係事業者等を対象とした県産材の利用に係る研修を開催し、森林整備体験や木材市場及び製材工場等での流通・加工状況の視察等を通じて、県産材利用の推進につながる学びの場を提供しています。



研修 1
森林・林業や県産材の特性等についての説明



視察 1
木材市場等視察



研修 2
建築士や大学教授等による講演



視察 2
製材工場等視察

研修状況

屋外研修

13 普及啓発

1 方針

県は、木育をはじめとする県産材利用に関する普及啓発等に関して、必要な取組を進めるとともに、必要な財政上の措置を講ずるほか、関係者間の連携促進や情報共有などを行うものとする。

2 施策

県産材利用を進めるためには、県民の皆様に県産材を利用することの意義を理解してもらう必要があります。

県は、木に親しみ、木の良さについて理解を深める機会を創出するため、木材産業事業者等と連携し、子どもをはじめとする県民向けの県産材利用の意義を学ぶためのイベントの開催や、事業者向けのフォーラム等を開催するとともに、県産材をPRするためのロゴマーク及びキャッチフレーズやSNS等を活用して、県産材利用の促進につながる普及啓発及び木育などの森林環境教育を積極的に行うとともに森林環境教育を実践できる指導者の養成を進めてまいります。

また、県産材を利用した建築物や特長的な取組などの優良事例を表彰し、県内に波及してまいります。

法第9条に規定される木材利用促進の日（10月8日）及び木材利用促進月間（10月1日～31日）を中心に、木材産業事業者等が連携し、イベントやSNS等の各種媒体における情報の発信など通じて、県産材の利用を促進します。

県産材「ロゴマーク・キャッチフレーズ」（令和7年3月21日決定）

県産材を多くの方に知ってもらい、県産材を選んでいただくためのシンボルとしてのロゴマーク・キャッチフレーズ（以下「ロゴマーク等」という。）の公募を行い、応募のあった86点の審査の結果、左のとおりロゴマーク等を決定しました。

今後は、消費者の方が一目で県産材を使った商品であることがわかるよう様々な製品に使用することで、県産材の利用を促進していきます。



家のシルエット（輪郭）の中に幹と枝を組み合わせ、窓の外に太陽（または月）が浮かび穏やかな暮らしを育てている「暮らしごこち」を表現し、色彩は空と木々の緑と大地を象徴しています。

「NAGANO WOOD PRODUCT」の文字を組み合わせ県産材の製品であることを示しています。

14 木材以外の林産物の利用の促進

1 方針

県は、竹材や精油などの木材以外の林産物の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるほか、利用促進につながる情報提供や技術的な助言などを行うものとする。

2 施策

森林の多面的利用を推進していくためには、竹材の生活用品としての利用や木炭、漆などの林産物の利用を促進していく必要があります。

県は、里山周辺で竹林整備を行っている地域に対する支援や木材以外の林産物の利用促進に係る助言等を行ってまいります。

また、樹皮、樹脂等から抽出した精油など、食用に供される以外の林産物について、様々な用途の素材として利用が可能となるよう研究及び技術の開発・普及促進・情報発信を進めてまいります。

地域における竹材の活用事例（安曇野市）

安曇野市清水地区では、かつて利用されていた竹林等の手入れが進まず荒廃が懸念されていたことから、地域住民等20名による「清水里山整備協議会」を立ち上げて竹林整備を行うとともに、伐採した竹については、竹炭として有効利用しています。



竹林整備



竹炭づくり

山の香りを身近に感じられる取組

森林整備による伐採現場で発生する林地残材を有効活用するための一つの方法として、精油として活用する取組が進んでいます。

精油とは、植物に含まれる香り成分を抽出した液体で、リラクゼーションなどの機能を有し、芳香剤や入浴剤として、日常的に使用されています。



県産材製品展示会での精油PR

15 県産材利用促進のための体制及び施策の実施状況等の公表

1 体制

県は、県産材利用促進連絡会議において、県産材利用方針の検討、県産材利用の促進を図るための施策の検討及びその実施状況並びに施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果についてとりまとめを行います。また、県内における公共建築物等の整備における県産材を含む木材の利用状況の実績の把握・評価や部局間の連絡調整を行います。

連絡会議内に幹事会を設け、具体的事項の調査研究や部会による県産材利用に関する事項の検討を行います。

2 公表

県は、毎年、県産材の利用の促進に関する施策の実施状況並びに当該施策の実施による二酸化炭素の吸収及び固定化への効果の概要に加え、県内における公共建築物等の整備における県産材を含む木材利用状況、木材利用の促進に資する有益な情報や優良事例並びに協定の内容等を取りまとめ、県ホームページ等で公表します。

16 用語について

(注1) 長野森林づくり指針

県の森林づくりに関する施策の基本的な展開方法を定めたもの。森林の若返りや担い手の確保・育成等の視点を強化するとともに、県産材の利活用等を通じた地域の林業・木材産業の活性化等を図ることとしている。

(注2) 県産材利用促進連絡会議

昭和61年に発足。循環型社会の構築と長野県の森林を育み、地域を生かす地産地消による県産材の利用促進のための施策の検討と実現を図る組織。副知事を会長とする。

(注3) 信州木材認証製品センター

県産材製品を良質な製品としての安定供給とその需要拡大を目的に、林業・木材産業関係団体により設立された団体

(注4) 信州木材認証製品

信州木材認証製品センターが定める、乾燥、品質、寸法の一定の基準をクリアし、樹種(銘柄名)、含水率(乾燥方法)、寸法、製造社名等が表示された製品

(注5) 長野県産材CO₂固定量認証制度

木材が貯蔵している二酸化炭素の量を算定・認証することで、木材利用の地球環境への貢献度を「見える化」する制度で、県産材を使用した公共工事や個人住宅、企業の木質化、木製品等を対象としている。

(注6) 長野県グリーン購入推進方針

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成12年法律第100号)第10条第1項の規定により、県が事業者として率先してグリーン購入を推進するために必要な事項を定めたもの。

木材については、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続きが適切になされた材であることとしている。

(グリーン購入)

環境負荷の少ない持続可能な社会を目指し、物品や役務を調達する際に、品質や価格だけでなく環境に配慮した物品を優先的に購入すること。

17 附則

この方針は、平成16年4月1日から適用する。

変更 平成22年12月13日

変更 平成24年3月22日

変更 平成25年3月25日

変更 平成29年10月31日

変更 令和4年3月25日

変更 令和8年2月4日

長野県エコイベント実施方針

制定 平成 17 年 9 月
改定 平成 24 年 3 月
改定 平成 28 年 2 月
改定 令和 4 年 5 月

1 目的

イベントの開催には、地域振興、普及啓発、商品・サービスのPRなど様々な効果がある一方、エネルギーや資源の消費、廃棄物の発生、自然環境への影響などが生じ、環境への負荷を増大させる側面があります。このため、参加者の満足感やイベントの目的を損なわない範囲で、環境に配慮したイベントを実施していく必要があります。

長野県では、『2050 ゼロカーボン達成のための「第6次長野県職員率先実行計画」』に基づき、県が主催又は主体的に参画して開催するイベントにおいて、率先して環境配慮に取り組めます。

2 対象とするイベント

長野県が主催する又は主体的に関わる式典・行事・催し等のうち 1,000 人以上の参加者が見込まれるイベントを対象とします。

なお、対象から外れるイベントであっても、県が関与するものについては、できる限りこの方針に沿って環境配慮に努めるものとします。

3 基本方針

イベント開催における長野県の環境配慮への基本的な姿勢として、以下のとおり3つの基本方針を定めます。

(1) 自然との共生

周辺の自然環境や生態系への負荷を最小限に抑え、人と自然の共生を図ります。

(2) 地球環境の保全

自然エネルギーの利用や省資源・省エネルギーの取組を通じて環境負荷の低減を図ります。

(3) 県民意識の啓発

参加者の自発的な環境配慮の行動を促すなど、環境保全に対する意識の高揚を図ります。

4 環境配慮要件

3つの基本方針の下に、イベント開催に当たって配慮すべき要件として、以下のとおり6つの「環境配慮要件」を定めます。

また、環境配慮要件ごとに、必ず配慮に取り組む「必須項目」と、できる限り配慮を目指す「努力項目」を置き、これらの項目を考慮し創意工夫してイベントの運営を行うものとします。

(1) 会場周辺への配慮

イベントの開催場所を選定する際には、できる限り既存の施設を利用したり、騒音や振動の発生を抑制するなど周辺の自然環境や生活環境の保全に配慮します。

(2) 省資源・省エネルギー

自然光や自然風を取り入れる工夫を施したり、看板や装飾品などはできる限り既存の物品を利用するほか、自然エネルギーの活用を図ります。

また、温室効果ガス削減のためカーボン・オフセットに取り組みます。

(3) ゴミの発生抑制・リサイクル

ゴミの発生を抑制（リデュース）するほか、できるだけ再利用できるものを使用（リユース）し、発生が避けられないゴミは再生利用（リサイクル）を図ります。

(4) 公共交通機関の利用

イベントの会場は交通手段を考慮して設定するとともに、参加者に対して、公共交通機関や自転車など環境負荷の少ない交通手段を選択するよう呼びかけます。

(5) 参加者への周知

イベント参加者に対しても環境配慮への取組に協力を求めるとともに、イベントを通じて環境学習の機会の提供に努め、環境保全意識の高揚を図ります。

(6) 主催者の積極的な環境配慮

環境配慮責任者を置き、スタッフ一人ひとりの意識を高めるなど、主催者自らが積極的に環境配慮の取組を実践します。

5 実施方法

(1) イベント実施手順

環境に配慮したイベントの具体的な実施手順については、別に定める「長野県エコイベント実施要綱」によるものとします。

(2) 評価・検証

イベント実施後には、環境配慮に関する成果と課題、アンケート結果を取りまとめ、参考となる事例の情報提供を行うことにより取組の改善を図ります。

(3) 参加者への周知・呼びかけ

環境配慮の視点からの取組を公表し、併せて来場者・出展者等に対して環境配慮の実践を呼びかけます。

(4) 県民の参加と協働

イベントの企画・運営において県民の参加と協働を促すほか、アンケート調査に環境配慮の項目を含め出展者や参加者等から広く意見を聴取することに努め、環境に配慮したイベント実施への意識の高揚を図ります。

長野県エコイベント実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は「長野県エコイベント実施方針」(以下「実施方針」という。)に基づき、長野県が主体的に関わって開催されるイベントについて、計画段階から実施に至るまで環境配慮を行うに当たり必要な手続き等を定めるものである。

(対象とするイベント)

第2条 県又は県が構成員となる実行委員会等が主催若しくは共催するなど、県が主体的に関わる式典・催し・行事等のイベントのうち、1,000人以上の県民参加が見込まれるものを対象とする。

なお、対象から外れるイベントであっても、県が関与するものについては、できる限り実施方針及びこの要綱に沿って環境配慮に努めるものとする。

(実施手順)

第3条 対象となるイベントに主体的に関わる課所等(以下「主催者」という。)は、以下の手順に従い、イベントの計画策定、実施及び評価を行うものとする。

(1) イベント計画時

主催者は、「(別紙1)長野県エコイベントチェックリスト(以下「チェックリスト」という。)」を活用し、実施方針に定める環境配慮要件及びチェックリストに記載の環境配慮項目について検討の上、イベントを計画するものとする。

(2) イベント実施時

主催者は、前号により策定した計画に基づきイベントを実施し、チェックリストに実施状況を記録する。

また、アンケート調査を実施する場合には、「(別紙2)イベント実施時における環境配慮に関するアンケート項目(例示)」を参考として、環境配慮に関する項目を設け広く意見を聴取するものとする。

(3) イベント終了後

主催者は、イベント終了後、環境配慮の達成状況や反省点等についてチェックリストに基づき検証を行い、以降のイベント開催における環境配慮に反映するものとする。

(とりまとめ、評価等)

第4条 環境政策課は、次の手順により対象イベントの把握と実施結果の取りまとめや評価を行い、実施方針の着実な浸透を図る。

(1) イベントが実施される年度の前年度に対象イベントの把握を行う。

(2) 前号で把握したイベントについて、定期的に主催者から実施結果の報告を求め、主催者が行った環境配慮の取組状況、反省点、課題及び優良事例等を取りまとめる。

(3) 前号で報告を受けた実施結果の中から、参考となる事例等を取りまとめ広く情報提供を行う。

(その他)

第5条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この実施要綱は、平成17年度に実施するイベントから適用する。

この実施要綱は、平成24年度に実施するイベントから適用する。

この実施要綱は、平成28年度に実施するイベントから適用する。

長野県エコイベントチェックリスト

イベント名		
実施時期		
開催場所		
参加者数(人)	予定:	実績:
主催者		
担当課		
担当者 職 氏名	職:	氏名:
電話(内線)・メール	電話(内線):	メール:

チェック欄の記入要領

①計画欄

「○」:実施予定

「-」:該当しない

又は

検討したが実施できな

い

②結果欄

「○」:実施できた

「△」:一部は実施できた

「×」:計画したが

実施できなかった

◆必須項目

環境配慮要件	環境配慮項目(具体的な取組内容)		チェック欄	
			計画	結果
(1) 会場周辺への配慮	1	イベント開催には、可能な限り既存の施設を利用し、環境負荷を軽減できる場所を選定する		
	2	植樹・魚の放流などに当たっては生態系に配慮する		
	3	会場周辺への騒音・振動等に配慮する		
	4	イベント終了後は原状回復がされ、ゴミがないか等会場周辺を確認する		
(2) 省資源・省エネルギー	1	冷暖房・照明を状況に応じて適切に管理するとともに、自然光・自然風を可能な限り照明・空調に利用する		
	2	看板・装飾品などは、できる限り既存物品を有効利用する		
	3	物品購入は必要最小限とし、購入する場合はできるだけ環境配慮物品とする		
(3) ゴミ発生抑制・リサイクル	1	パンフレット等は必要部数を作成し、余った場合には確実にリサイクルする		
	2	ゴミの分別収集場所をわかりやすい場所に設け、分別方法を説明するスタッフを配置する		
	3	参加者・出展者に対して、排出するゴミの持ち帰り・リサイクルを促す		
(4) 公共交通機関の利用	1	公共交通機関を考慮して会場を選定する		
	2	イベント広報に当たって、公共交通機関や自転車の利用をパンフレット等に掲載するなど、環境にやさしい交通手段の利用を呼びかける		
	3	マイカー利用者には、乗合やアイドリングストップの実施を呼びかける		
(5) 参加者への周知	1	パンフレット上やイベント会場内で、環境配慮の取組を具体的に説明し、PRする		
	2	マイバック、マイ箸、マイ食器の持参を呼びかける		
	3	飲食の提供を行う場合には、食べ残しをなくすことを呼びかける		
(6) 主催者の積極的な環境配慮	1	環境配慮責任者を選定する		
	2	委託業務の場合、委託業者に環境配慮の協力を要請する		
	3	スタッフ、ボランティアに対して環境配慮の趣旨を十分に説明し、内容の周知を徹底する		

◆努力項目

環境配慮要件	環境配慮項目(具体的な取組内容)		チェック欄	
			計画	結果
(1) 会場周辺への配慮	1	野外イベントの場合は、事前に会場周辺の動植物の生態を調査する		
	2	ポスター・のぼり等は周辺の景観に配慮する		
(2) 省資源・省エネルギー	1	施設・設備を設置する場合は、太陽光発電の導入や節水型トイレの設置など省エネ施設・設備の導入を検討する		
	2	使用する電力や燃料には、できるだけ自然エネルギーを活用する(太陽光、バイオマス等の利用、グリーン電力証書の購入など)		
	3	イベントの開催に関し、できるだけカーボン・オフセットに取り組む		
(3) ゴミ発生抑制・リサイクル	1	飲食に使用する食器については、リユース食器を使用する		
	2	記念品贈呈等では簡易包装を実施する		
	3	印刷物には再生紙、大豆油インク等の環境負荷の少ないものを利用する		
(4) 公共交通機関の利用	1	公共交通機関利用が難しい場合、シャトルバスを運行する		
	2	環境に配慮した交通手段の利用者に対して特典を与える		
(5) 参加者への周知	1	会場内で環境学習の機会を設ける		
	2	イベント終了後に、参加者と共同で清掃活動を実施する		
(6) 主催者の積極的な環境配慮	1	環境配慮の取組について事前にスタッフ等からアイデアを募集する		
	2	NPO、環境関連団体、学生等、県民の参加と協働によるイベント運営を行う		
	3	イベント実施後には環境配慮に関するアンケート調査を実施する		

◆取組結果

○良好な取組の内容

環境配慮について、独自に工夫した点や、他のイベントの模範となる取組など

○見直し等が必要な取組

環境配慮について、改善が必要な点、反省すべき点など

イベント実施時における環境配慮に関するアンケート項目(例示)

イベントの実施に当たり、参加者や出展者等にアンケートを実施する場合には、次に例示する項目を参考にして、環境配慮に関するアンケート項目を設けるものとします。

イベントによっては、様々な分野にわたり多数のアンケート項目を設定しなければならない場合もあると思われます。

そこで、環境配慮に関するアンケート項目としては

- ①必ず聞いておきたい項目
- ②イベント運営の参考とするため、できれば聞いておきたい項目に分けて例示することとします。

◆ アンケート項目の例

【必ず聞いておきたい項目】

- 省エネ・節電、ゴミの持ち帰りの呼びかけなど、環境に配慮したイベント運営がなされていると感じましたか。(それは、どのような点ですか。)
- 環境に配慮したイベントとするために、さらに工夫すべき点がありますか。それはどのようなことですか。

【イベント運営の参考とするため、できれば聞いておきたい項目】

- イベント会場への交通手段は何ですか
 - ・ 電車・バスなど公共交通機関を利用した
 - ・ 自家用車・バイクなどを利用した
 - ・ 自転車・徒歩
 - ・ その他
- 会場内の照明は適正でしたか
 - ・ 照明が強すぎた
 - ・ 照明が暗すぎた
- 会場内の空調は適正でしたか
 - ・ 空調が強すぎた
 - ・ 空調が弱すぎた
- ゴミの分別や持ち帰りに関する会場内の表示は分かりやすかったですか
- チラシやパンフレットの配布量は適当でしたか

※ 環境配慮に関するアンケートを実施した際は、必ずその結果を環境政策課へ報告することとします。